

事業案内

令和7年度

東京都国民健康保険団体連合会

Tokyo Metropolitan National Health Insurance Organization

CONTENTS

目次

はじめに

1

I 国保連合会の概要

1	目的と性格	2
2	名称及び所在地	2
3	設立	2
4	経営理念と職員行動規範	2
5	主な事業	2
6	経営計画「TKR-Vision」の推進	3
7	運営組織図	3
8	運営資金	3
9	会員	3
10	役員	3
11	事務局組織図	4

II 事業内容

1	医療保険事業	5
2	後期高齢者医療事業	17
3	介護保険事業	17
4	障害者総合支援給付等事業	20
5	措置費支払代行事業	21
6	区市町村等に対する経由業務	21
7	保健事業	23
8	特定健康診査等に関する事業	25
9	広報活動及び調査事業	25
10	その他の事業	27

III 資料

1	会員名簿	28
2	令和7年度会員負担金・手数料等	30
3	令和7年度会計別予算の概要	33
4	審査状況	34
5	支払機関・事業所数	35
6	被保険者数の割合	36
7	要支援・要介護認定者数の割合	36
8	介護サービスに関する苦情受付件数一覧	36
9	本会のあゆみ	38



はじめに

東京都国民健康保険団体連合会
理事長 佐藤 広

東京都国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条に基づき、会員である東京都、都内の特別区、市町村及び国民健康保険組合が共同目的を達成するために設立されている団体です。

昭和16年に、旧国民健康保険法により「東京府国民健康保険組合联合会」として発足、その後、昭和23年に「東京都国民健康保険団体連合会」として改組・改称し、新国民健康保険法の施行を経て、現在まで国民健康保険制度とともに歩み続け、診療報酬等及び介護給付費等の審査支払事業を始め、医療、介護、福祉分野において幅広い事業を実施することで、保険者の負託に応えてまいりました。

今年度の事業運営ですが、まず、「審査支払機能に関する改革工程表」への対応が「国保総合システム」のクラウド化及び受付領域の共同利用の第一段階を終えたことを受け、第二段階である社会保険診療報酬支払基金との審査領域等システムにおける共同利用の円滑な実施に向け、共同利用機能の共同開発の準備を進めてまいります。

基幹事業である診療報酬等審査支払事業については、引き続き、全国の国民健康保険診療報酬審査委員会との審査基準の統一化を推進するとともに、審査の一層の充実・強化を図り、診療報酬等の適正な支払を行ってまいります。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事務事業等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国民健康保険中央会と連携し円滑な運用に取り組んでまいります。

保健事業については、保険者におけるデータヘルス計画に基づく取組みに対する保健事業支援・評価委員会による支援や助言等を行うほか、国保データベース（KDB）システム等の活用により、保険者の医療費適正化に向けた取組みを支援してまいります。また、本会のノウハウやデータを活用した医療費分析を行うなど、医療費適正化に係る取組みのさらなる深化や高度化に取り組んでまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業については、本年5月に本稼働を予定している次期システムの安定稼働をはじめ、介護給付費等及び障害介護給付費等審査支払事業の確実な実施や介護給付適正化事業の充実・強化を図るとともに、介護サービスに係る利用者等からの苦情についても、引き続き適切に対応してまいります。

これらの事業や課題につきましては、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するために策定した「TKR-Vision（TKR：東京都国保連合会の略称）」に基づき、掲げた目標の達成に向けた戦略を推進してまいります。

今後とも、本会設立の趣旨（保険者の共同目的達成）に則って、保険者及び関係団体との連携を密にし、役職員が一丸となり医療保険事業、介護保険事業及び福祉事業の円滑な事業運営に最善を尽くしてまいります。

本書は、本会の事業内容等を広く知っていただくために作成したものであり、保険者及び関係団体の皆様が、本会に対するご理解を深めていただくための一助となれば幸いに存じます。

令和7年4月

1 目的と性格

国民健康保険法第83条に基づき、東京都の保険者（東京都・区市町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された団体で、その性格は公法人です。

2 名称及び所在地

東京都国民健康保険団体連合会
(Tokyo Metropolitan National Health Insurance Organization)
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階

3 設 立

- 1941年（昭和16年）10月18日 東京府国民健康保険組合联合会創立（旧国民健康保険法38条）
- 1948年（昭和23年）11月27日 東京都国民健康保険団体連合会に改組・改称
（昭和23年6月国民健康保険法第3次改正による）
- 1959年（昭和34年）1月1日 東京都国民健康保険団体連合会の設立
（新国民健康保険法第83条の規定による）

4 経営理念と職員行動規範

本会は、保険者の負託に応えるため、次のとおり「経営理念」「職員行動規範」を明確にし、これを共有することにより職員の意識を一つにして事業展開を行います。

(1) 経営理念

本会は、保険者の共同目的を達成するために設立された団体であることを常に銘記し、信頼される連合会を目指して良質な保険者サービスの提供に努める。

また、医療保険事業、介護保険事業及び福祉事業を支える一員としての矜持をもって、東京都並びに保険者等の指導のもと、事業の改善に創意工夫を重ね、その円滑な運営に寄与していく。

(2) 職員行動規範

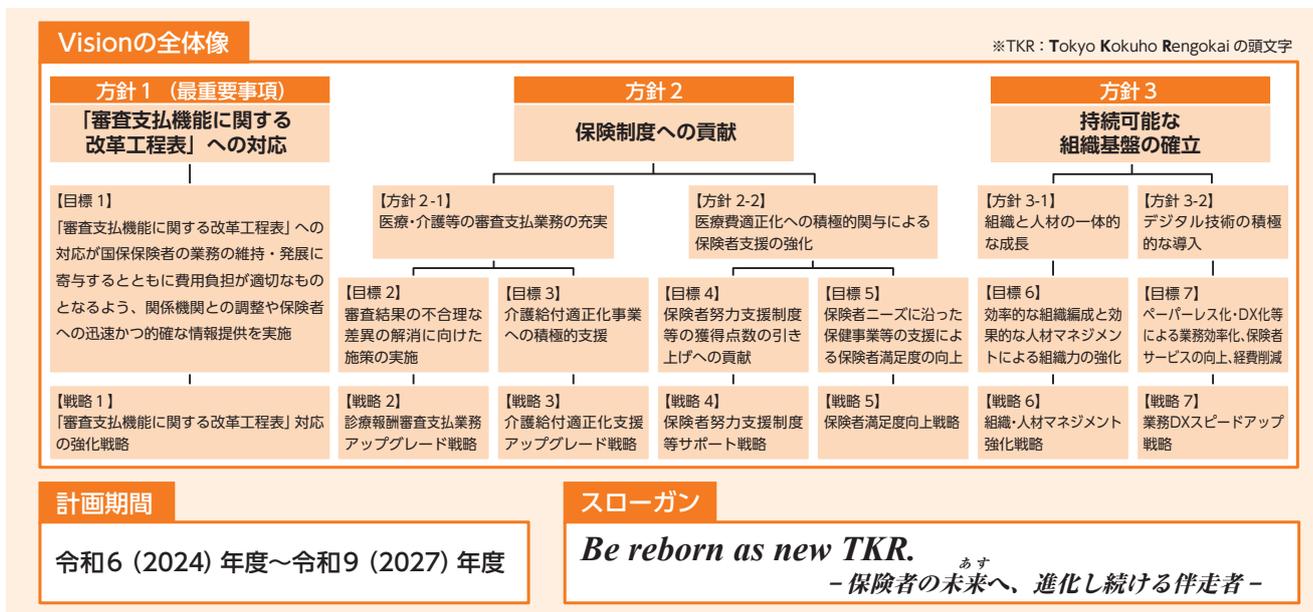
- 私達職員は、常に保険者等のニーズの把握に努め、ニーズに応えた適正・迅速な事業運営に努めます。
- 私達職員は、医療費及び介護給付費の審査支払並びに福祉事業の支払担当者として、質の高いサービスの提供に努めます。
- 私達職員は、医療保険事業、介護保険事業及び福祉事業に関する専門知識を深め、保険者等から期待される役割を果たせるよう努めます。

5 主な事業

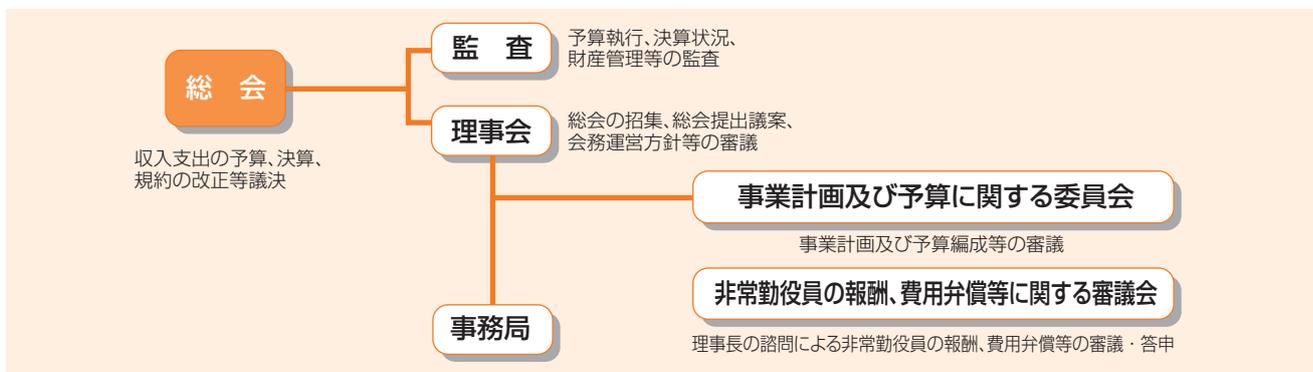
- ① 診療報酬等の審査支払事業
- ② 保険者事務共同処理事業
- ③ 後期高齢者医療事業
- ④ 介護保険事業
- ⑤ 障害者総合支援給付等事業
- ⑥ 措置費支払代行業業
- ⑦ 区市町村等に対する経由業務
- ⑧ 保健事業
- ⑨ 特定健康診査等に関する事業
- ⑩ 広報活動及び調査事業
- ⑪ その他本会の設立目的を達成するために必要な事業

6 経営計画「TKR-Vision」の推進

時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立し、本会の組織成長＝「社会（時代）の変化に対応し保険者業務を今以上に支援していくこと（姿）」を実現するため、次の時代を見据えた経営計画「TKR-Vision」を令和6年2月に策定しました。3つの方針及び7つの目標の下、7つの戦略を実行し、保険者等の負託・期待にこれまで以上に応えていきます。



7 運営組織図



8 運営資金

本会は、会員からの負担金及び審査支払手数料のほか、国庫補助金及び東京都費補助金などで運営しています。

9 会 員

東京都において国民健康保険を行う東京都、特別区、市町村、国民健康保険組合が会員となっています。（別表会員名簿P28参照）

10 役 員

役員は、会員である各保険者を代表する者の中から選挙し、25人を総会において選任します。また、学識経験者である役員は5人を総会において選任します。

(1) 役員定数

区分	特別区代表	市町村代表	国保組合代表	学識経験者	合計
理事	8人	8人	6人	4人	26人
監事	1人	1人	1人	1人	4人

(2) 役員名簿

令和7年3月18日作成

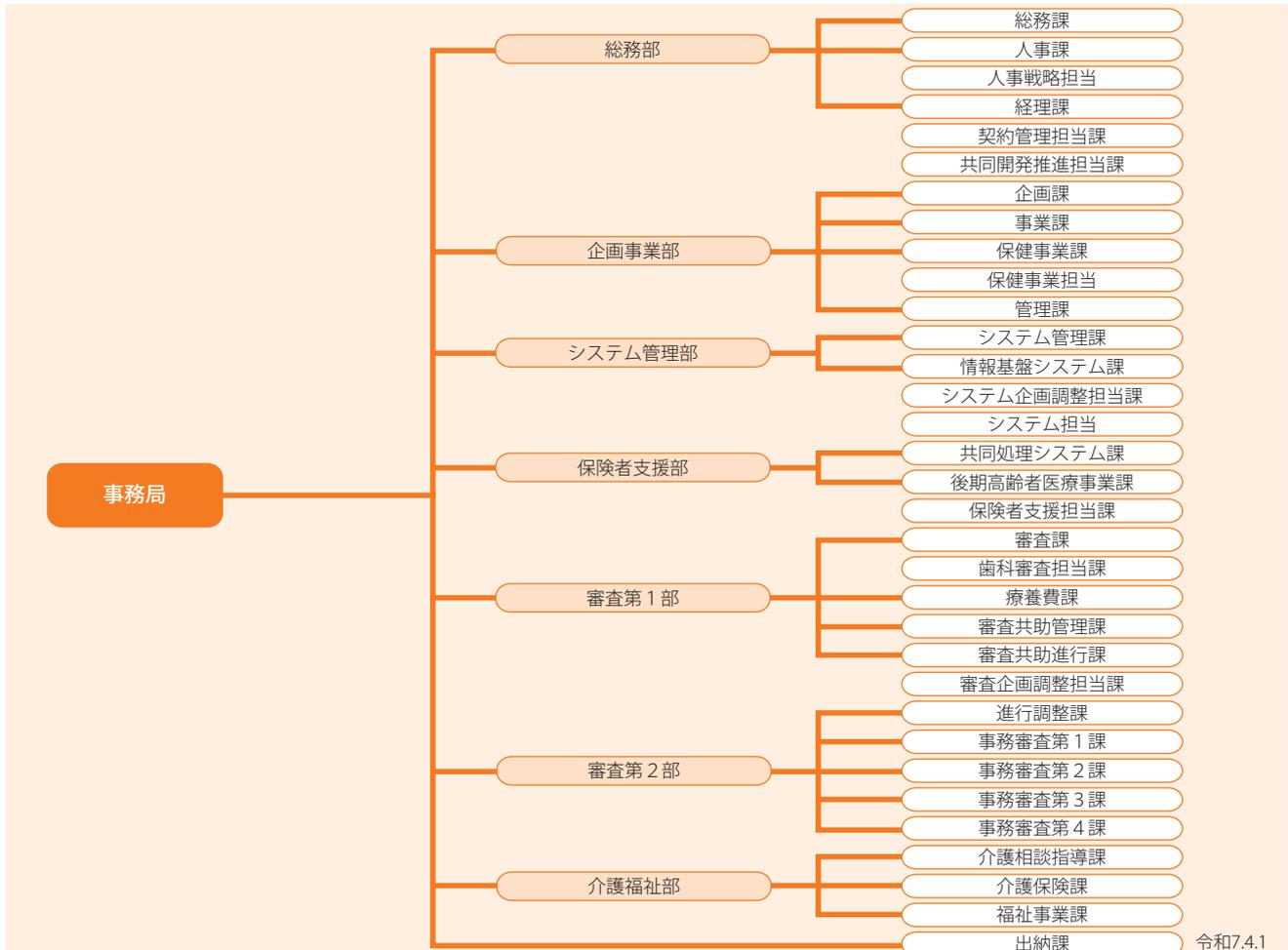
役職名	氏名	公職名
理事長	佐藤 広	
副理事長	前川 耀男	練馬区長
〃	阿部 裕行	多摩市長
〃	鵜飼 良平	東京食品販売国民健康保険組合理事
専務理事	桃原慎一郎	
常務理事	水田 博	東京都国民健康保険団体連合会事務局長事務取扱
理事	山本 泰人	中央区長
〃	清家 愛	港区長
〃	鈴木 晶雅	大田区長
〃	長谷部 健	渋谷区長
〃	高際みゆき	豊島区長
〃	山田加奈子	北区長
〃	坂本 健	板橋区長
〃	高野 律雄	府中市長
〃	小林 洋子	小平市長
〃	池澤 隆史	西東京市長
〃	松原 俊雄	狛江市長

役職名	氏名	公職名
理事	山崎 泰大	武蔵村山市長
〃	吉本 昂二	檜原村長
〃	渋谷 正昭	小笠原村長
〃	依田 晶男	全国土木建築国民健康保険組合専務理事
〃	鈴木 義則	東京美容国民健康保険組合理事
〃	矢吹 公敏	東京都弁護士国民健康保険組合理事
〃	蓮沼 剛	東京都医師国民健康保険組合常務理事
〃	池田 壯	東京建設職能国民健康保険組合理事
〃	入澤 幸	公益財団法人特別区協議会常務理事
常勤監事	副島 建	
監事	酒井 直人	中野区長
〃	田村みさ子	日の出町長
〃	伊賀 光政	東京都薬剤師国民健康保険組合理事

任期 3年（令和5年8月1日～令和8年7月31日）

11 事務局組織図

本会の組織は、総会、理事会等の決定に従い、その事務を適切かつ的確に行うため、事務局以下必要な部署を置いています。



令和7.4.1

1 医療保険事業

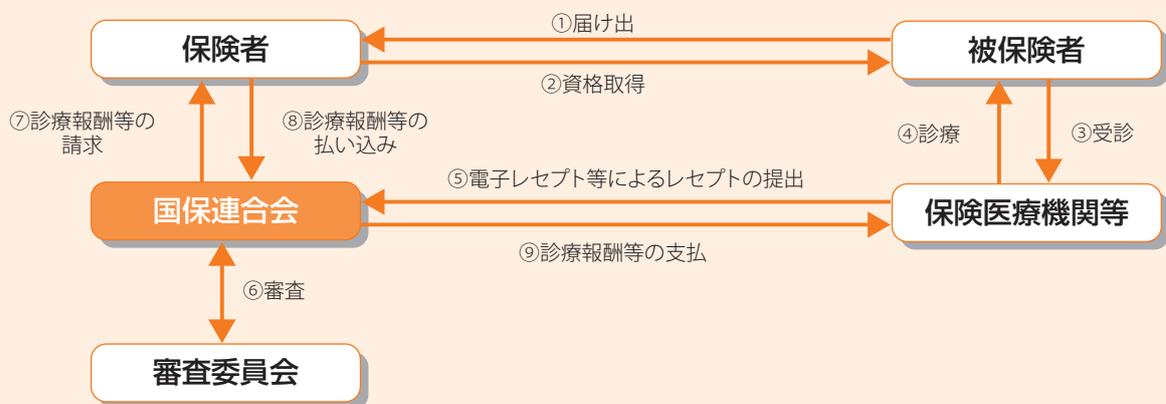
本会では、保険者等から受託し、保険医療機関等から提出される診療報酬明細書等（レセプト）が適正であるか否かを審査し、保険者等に診療報酬等を請求し、保険医療機関等にその支払を行っています。

(1) 診療報酬等審査支払事業

審査支払業務は本会の基幹事業であり、取扱件数は年間約1億8百万件、支払額約2兆4千5百億円に上るレセプトの事務処理を行っています。

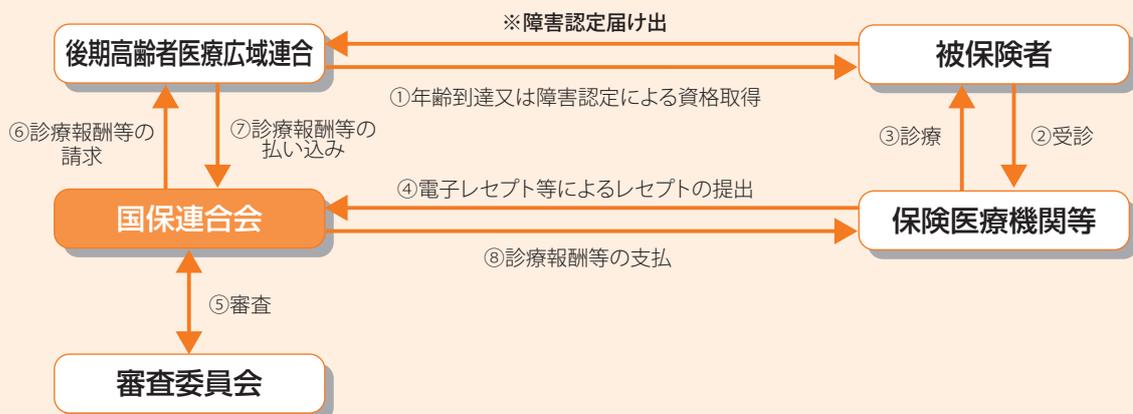
本会は、この診療報酬等の適正な審査及び迅速な支払を期すため、職員による審査事務共助の一層の推進を図り、審査委員会における審査が効率的に進行するよう努めるなど、審査支払体制の充実強化を推し進め医療費の適正化に努めます。また、審査事務のIT化を推進するなど、審査支払事務の迅速化・効率化に努めます。

審査支払事業のながれ



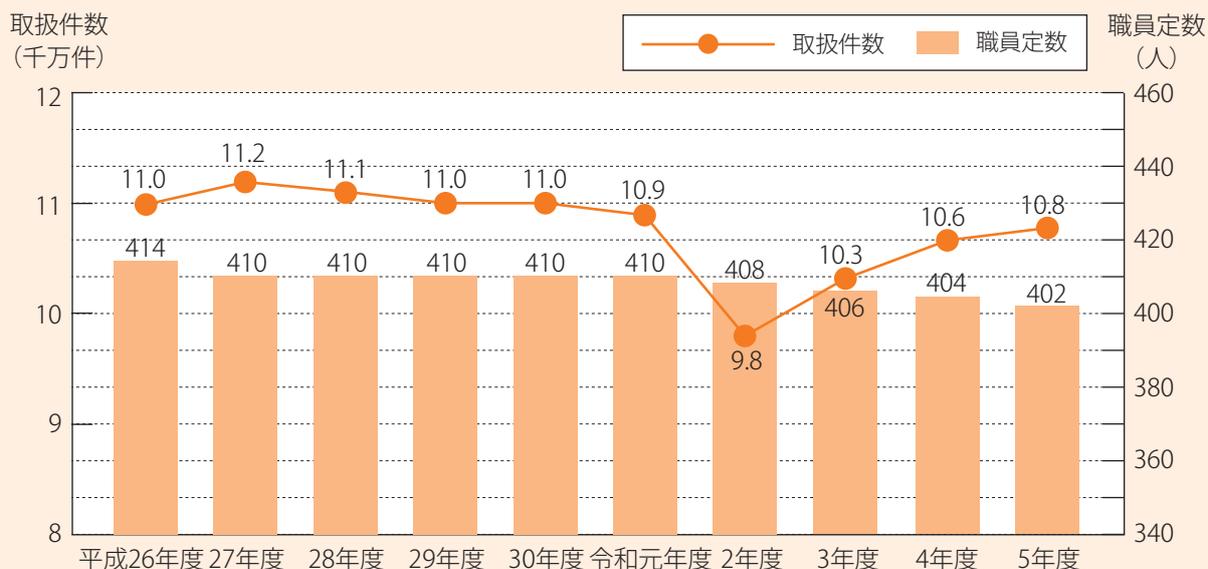
- ①～⑤区市町村や国民健康保険組合に加入している被保険者が、病気やケガ等で保険医療機関等で治療を受けると、その保険医療機関等は、診療内容や請求点数を記載したレセプトにより、本会に診療報酬等を請求します。
- ⑥～⑦本会では、保険医療機関等から請求のあったレセプトが適正であるか否かを審査し、保険者に診療報酬等を請求します。
- ⑧～⑨保険者は、被保険者から納められた保険料等により、本会に診療報酬等を払い込み、本会は毎月20日に保険医療機関等に診療報酬等を支払います。

後期高齢者医療事業のながれ

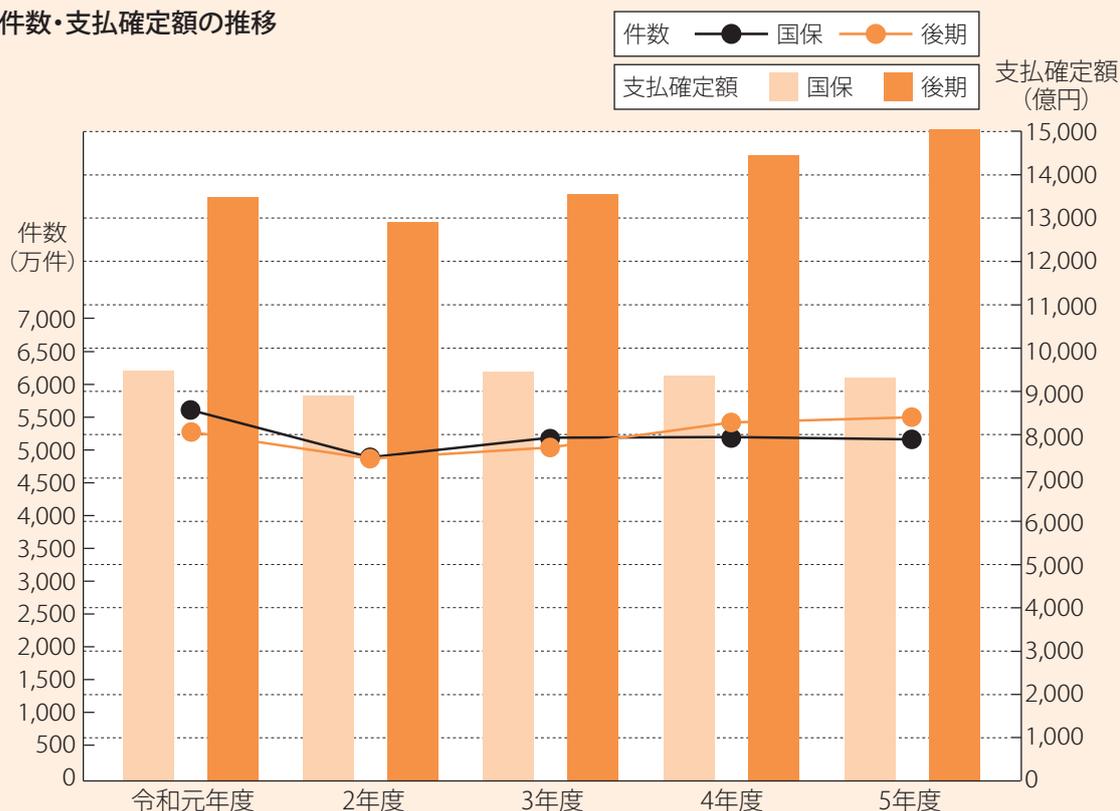


- ①～④後期高齢者医療に加入している被保険者が、病気やケガ等で保険医療機関等で治療を受けると、その保険医療機関等は、診療内容や請求点数を記載したレセプトにより、本会に診療報酬等を請求します。
 - ⑤～⑥本会では、保険医療機関等から請求のあったレセプトが適正であるか否かを審査し、後期高齢者医療広域連合に診療報酬等を請求します。
 - ⑦～⑧後期高齢者医療広域連合は、被保険者から納められた保険料等により、本会に診療報酬等を払い込み、本会は毎月20日に保険医療機関等に診療報酬等を支払います。
- ※65歳から74歳までの方で、申請により後期高齢者医療広域連合が一定の障害があると認めた方が対象となります。

取扱件数と職員定数の推移



審査決定件数・支払確定額の推移



年度	制度	件数 (件)	支払確定額 (円)
令和元年度	国保	55,954,017	946,093,651,831
	後期	52,661,464	1,349,618,749,259
2年度	国保	49,040,689	889,202,849,570
	後期	48,950,880	1,289,566,610,489
3年度	国保	51,546,163	948,040,517,863
	後期	50,769,429	1,355,049,558,706

年度	制度	件数 (件)	支払確定額 (円)
4年度	国保	51,599,445	943,667,892,648
	後期	53,112,992	1,435,268,344,999
5年度	国保	51,561,600	936,955,578,440
	後期	55,505,997	1,508,296,349,531

(2) 国民健康保険診療報酬審査委員会

国民健康保険法（以下「法」という。）第45条第5項及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）第70条第4項の規定に基づき、保険者及び後期高齢者医療広域連合から診療報酬明細書等の審査を受託し、それらの審査を行うため、法第87条及び高確法第126条に基づき本会に「国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置しています。

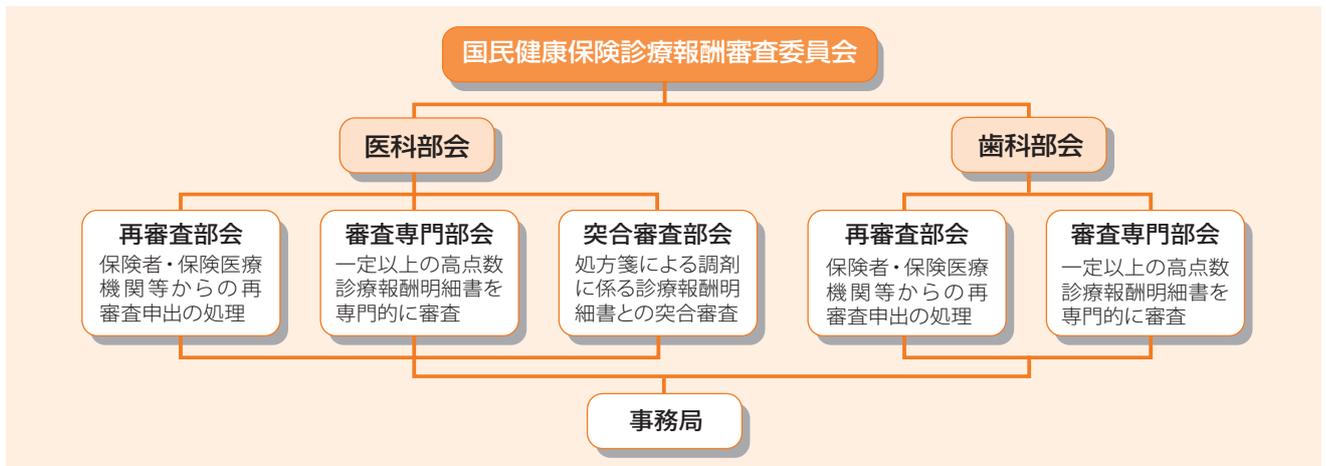
なお、審査の適正かつ公正を図るため、審査委員会にそれぞれ部会及び委員会を設置しています。

① 会期

原則として毎月18日から24日までの7日間で開催します。

② 組織

法第88条第1項及び高確法第127条により、審査委員会は、東京都知事が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員の三者構成をもって組織します。



③ 委嘱

法第88条第2項及び高確法第127条により、東京都知事が委嘱し、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数としています。

④ 任期

法施行規則第37条及び高確法施行規則第113条により、審査委員の任期は2年です。

⑤ 構成

部 会 別	医療担当者代表	保険者代表	公益代表	合計
医 科 部 会	67人	67人	67人	201人
歯 科 部 会	16人	16人	16人	48人
合 計	83人	83人	83人	249人

■ 国民健康保険診療報酬特別審査委員会

法第45条第6項及び高確法第70条第5項により、厚生労働大臣の定める診療報酬明細書の審査については、国民健康保険中央会に設置する国民健康保険診療報酬特別審査委員会に委託します。

審査対象は、記載のとおりです。

医 科	<ul style="list-style-type: none"> 入院に係る診療報酬明細書のうち38万点（特定機能病院及び臨床研究中核病院にあっては35万点、心・脈管に係る手術を含む診療分については、70万点）以上の診療報酬明細書 同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植術及び同種死体肝移植術に係る手術を含む診療報酬明細書
歯 科	20万点以上の診療報酬明細書

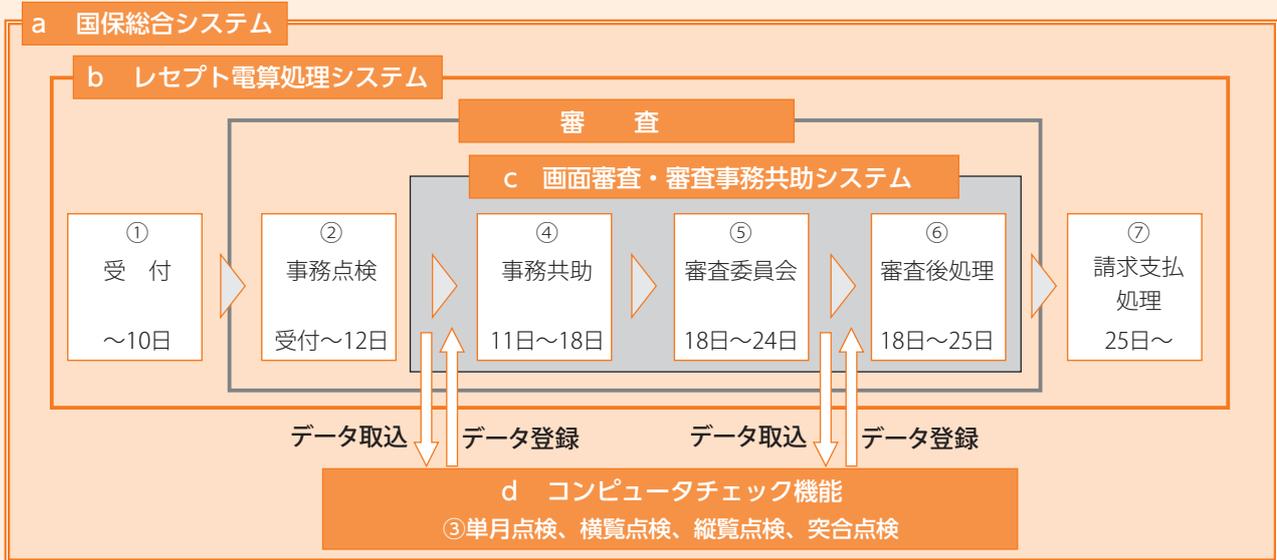
(3) 事務点検・審査事務共助

保険医療機関等から受付けた電子レセプトを国保総合システムのレセプト電算処理システムの機能を利用し、受付、事務点検を行います。また、コンピュータチェック機能による単月点検、横覧点検（入院・入院外）・縦覧点検、突合点検を行っています。

- ① レントゲン、処置などの請求に添付されてくる症状詳記及びコメントについては、システムでのチェックになじまないため、目視により点検を行い疑義付箋を貼付しています。
- ② 専門審査（請求点数が7万点以上、DPC20万点以上の高点数の入院レセプト）については、審査委員が効率的な審査を行えるよう、重点的に審査事務共助の強化を図っています。

画面審査システム等の概要図

a「国保総合システム」のb「レセプト電算処理システム」からレセプトデータ等を取得し、d「コンピュータチェック機能」にデータを取込み点検し、システム電子付せん情報をc「画面審査・審査事務共助システム」に戻し、審査・事務共助に反映。



(4) 国保総合システム

国保総合システムとは、診療報酬請求の電子レセプト化に対応するため、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が開発した全国標準システムです。具体的には、これまで国保中央会が個別に開発してきたオンライン請求システム、レセプト電算処理システムをはじめとする各業務システムを、国保連合会における審査支払業務の特性に合わせ一体的に再構築し、各業務システムをデータ連携により処理することができる仕組みを整備したものです。

① オンライン請求システム

保険医療機関等と本会をネットワーク回線（電子情報処理組織）で結び、保険医療機関等からの診療報酬等のレセプトデータをオンラインで受け渡すとともに、本会からの返戻レセプトデータ及び決定通知書等の各種帳票の配信を行うものです。

② レセプト電算処理（審査支払系システム）

診療報酬等の請求をオンライン請求システムを用いた電子レセプトで提出を行うことができるものです。

③ 画面審査（審査支払系システム）

レセプト電算処理システムと連動し、端末において電子レセプトの審査及び事務点検・審査事務共助を二画面で行うことができます。

④ 国保請求支払（審査支払系システム）

保険医療機関等から請求のあった診療報酬等または保険者等から申出された過誤・再審査について、保険者への請求及び保険医療機関等への支払いのための費用算定等を行うものです。

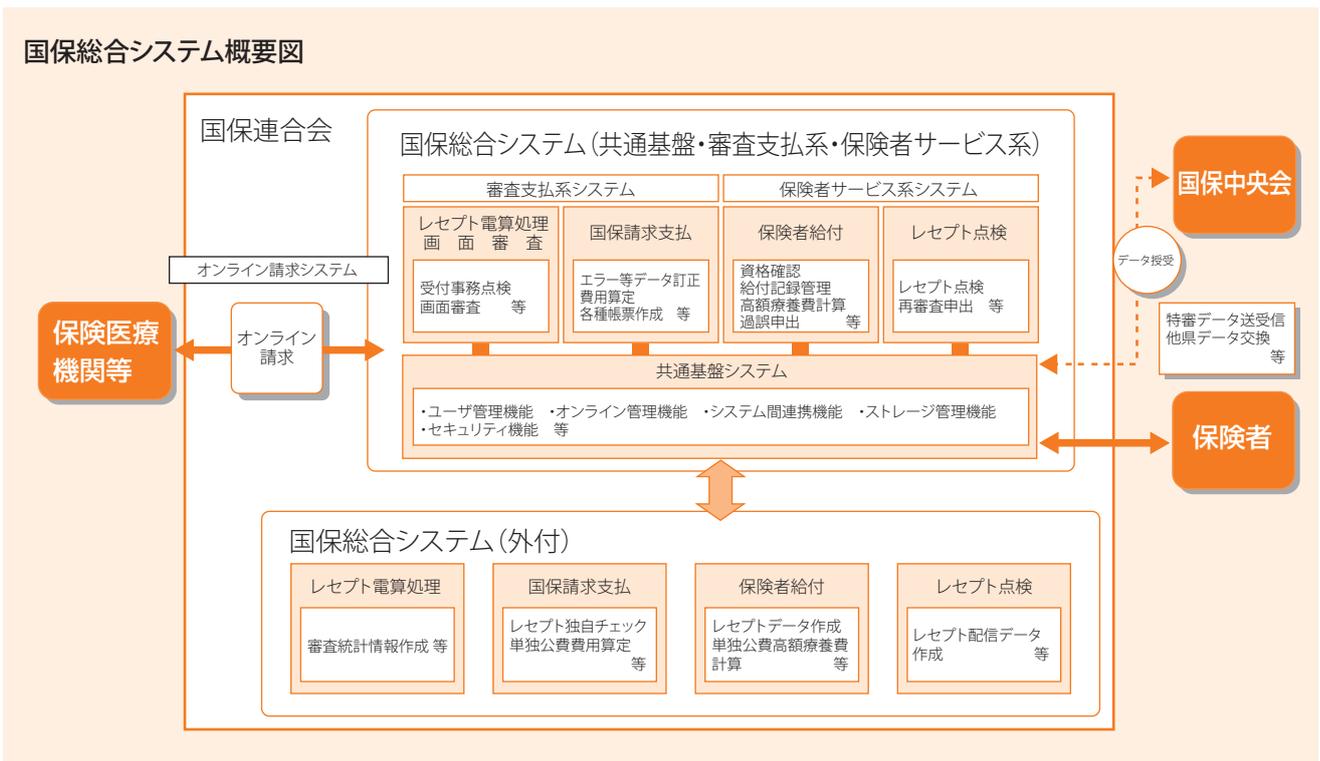
⑤ 保険者給付（保険者サービス系システム）

被保険者資格の異動処理や資格確認、給付確認または高額療養費の算定業務等、保険者の共通する事務を一元的に共同処理するものです。

⑥ レセプト点検（保険者サービス系システム）

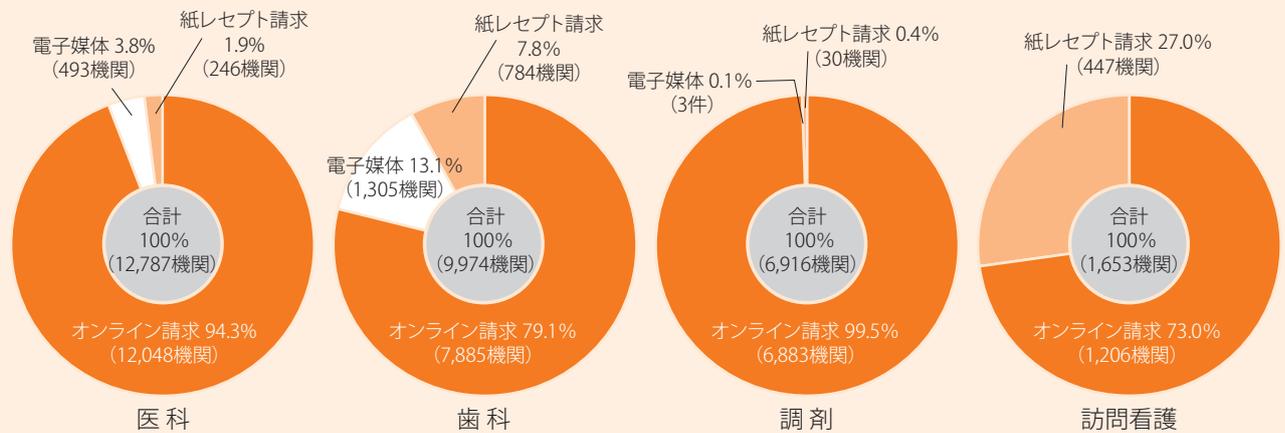
保険者において、レセプト内容点検・再審査等申出及び審査結果の確認ができるものです。

国保総合システム概要図

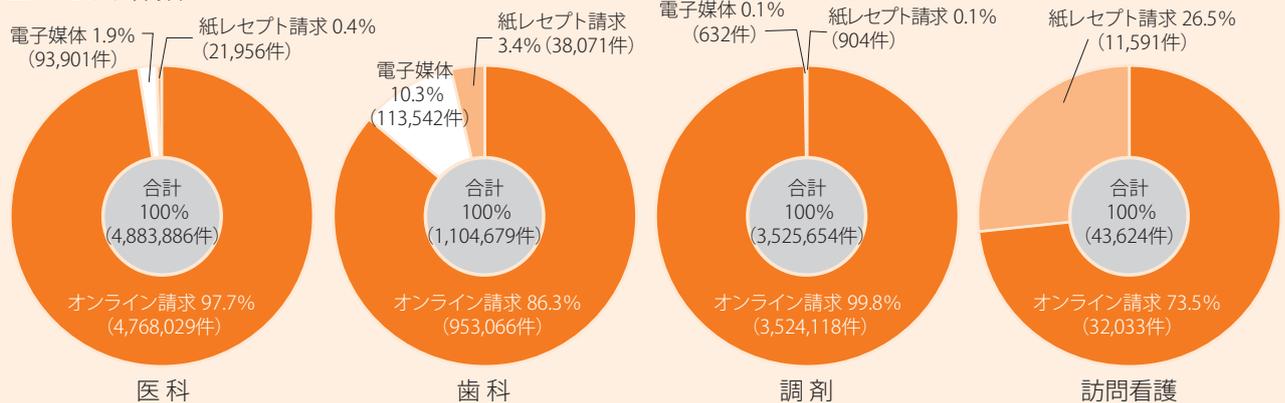


電子レセプト請求普及率
令和7年1月審査分

■ 機関数



■ レセプト件数



はじめに

I 国保連合会の概要

II 事業内容

III 資料

(5) 全国決済制度

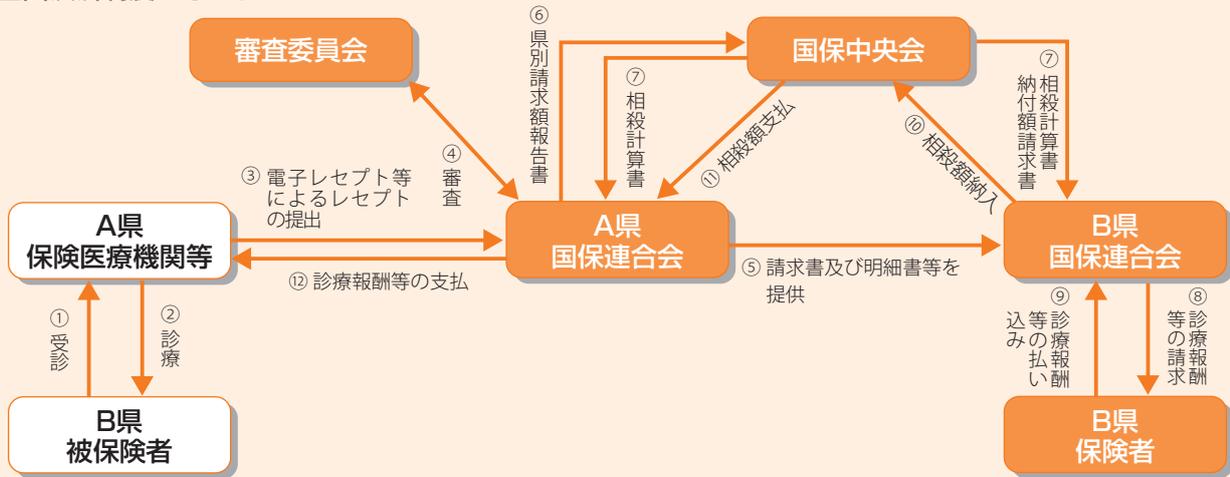
被保険者が他県において診療等を受けた場合、保険医療機関等が被保険者の属する都道府県の国保連合会に対し、診療報酬等の審査支払の請求を行っていましたが、事務処理が煩雑であったため、全国決済制度が開始されました。

全国決済制度とは、保険医療機関等が他県の被保険者の診療等を行った場合でも、国保中央会が、各都道府県国保連合会間での診療報酬額等の相殺事務を行うことによって、自県分と同様に、所在する都道府県の国保連合会に診療報酬等を請求・受領する制度です。

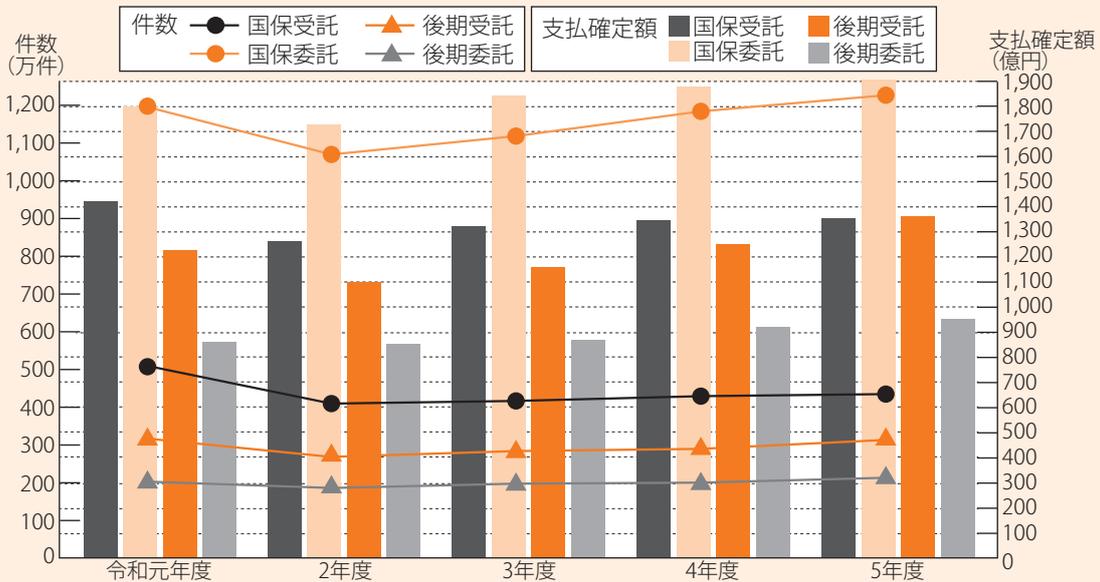
この制度は、全国の国保連合会の機能を活かし、保険医療機関等における診療報酬等の請求手続きの簡素化と支払手続きの単一化を図るものです。

本会では、毎月、受託分（都内保険医療機関等で診療を受けた都外被保険者分）約63万件、委託分（他県の保険医療機関等で診療を受けた都内被保険者分）約120万件の事務処理を行っています。

全国決済制度のながれ



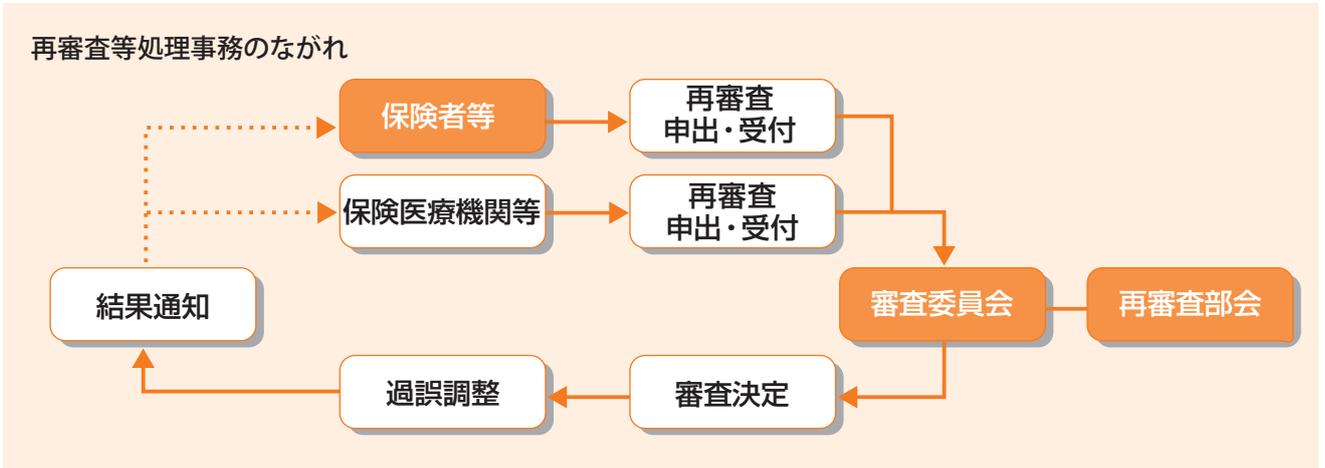
全国決済制度に係る診療報酬等取扱状況の推移



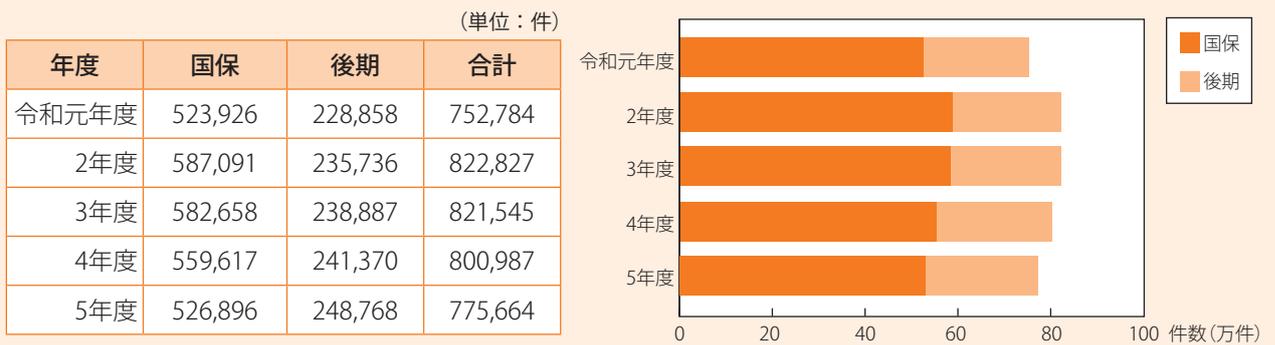
年度	制度	受託・委託	件数 (件)	金額 (円)
令和元年度	国保	受託	5,076,069	141,659,267,824
		委託	11,976,230	180,000,054,211
	後期	受託	3,161,500	122,548,468,407
		委託	2,017,452	86,199,286,017
2年度	国保	受託	4,076,501	126,027,302,086
		委託	10,687,959	172,783,452,409
	後期	受託	2,698,379	109,809,080,613
		委託	1,925,938	84,956,576,038
3年度	国保	受託	4,285,669	131,101,155,787
		委託	11,403,753	184,792,605,198
	後期	受託	2,805,049	116,460,645,122
		委託	1,990,652	88,483,324,662
4年度	国保	受託	4,371,244	133,647,651,449
		委託	11,830,136	188,143,410,145
	後期	受託	3,006,171	124,723,279,189
		委託	2,061,026	91,799,278,731
5年度	国保	受託	4,386,955	134,835,632,513
		委託	12,309,751	190,022,641,868
	後期	受託	3,215,572	135,940,238,938
		委託	2,142,100	94,598,623,039

(6) 再審査等処理事務

保険者等から、診療内容や国の通知等に関し疑義があるレセプトについて、再審査等の申し出が行われます。また、保険医療機関等から、審査委員会における審査結果について疑義がある場合についても、再審査の申し出が行われます。これらの申し出について、審査委員会で再度審査を行い、申し出理由が適正・妥当と認めた場合は、査定あるいは復活の処理が行われます。



再審査取扱件数の推移(保険者・区市町村申立分)



(7) 過誤調整事務

診療報酬等の審査支払に関し、保険者等に対する請求額並びに保険医療機関等に対する支払額の確定後に、資格喪失及び再審査の結果等により、請求額や支払額に異動が生じた場合、その調整を行っています。

(8) 療養費等審査事務

保険者及び後期高齢者医療広域連合から受託し、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費及び移送費に関する審査事務を行っています。

① 柔道整復療養費審査委員会

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る柔道整復療養費支給申請書の審査を行うため、本会に柔道整復療養費審査委員会を設置しています。

- ア 会期 毎月1回開催します。
- イ 組織 柔道整復療養費審査委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者を代表する委員の三者構成をもって組織します。
- ウ 委嘱 本会規程により、理事長が委嘱します。
- エ 任期 本会規程により、審査委員の任期は2年です。

構成	施術担当者代表	保険者代表	学識経験者代表	合計
	8人	8人	8人	24人

② あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会

国民健康保険及び後期高齢者医療に係るあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給申請書の審査を行うため、本会にあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会を設置しています。

ア 会期 毎月1回開催します。

イ 組織 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者を代表する委員の三者構成をもって組織します。

ウ 委嘱 本会規程により、理事長が委嘱します。

エ 任期 本会規程により、審査委員の任期は2年です。

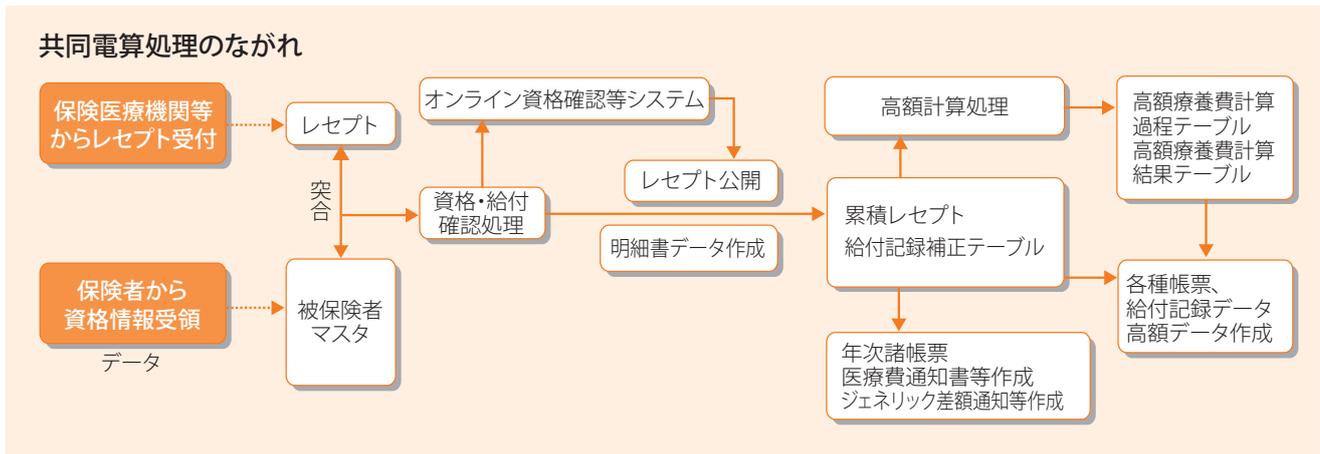
構成	施術担当者代表	保険者代表	学識経験者代表	合計
	1人	1人	2人	4人

(9) 保険者事務共同処理事業等

本会では、保険者事務等を共同処理することで、経費の節減と事務処理の効率化及び事務事業の円滑な推進を図れる事業を実施します。

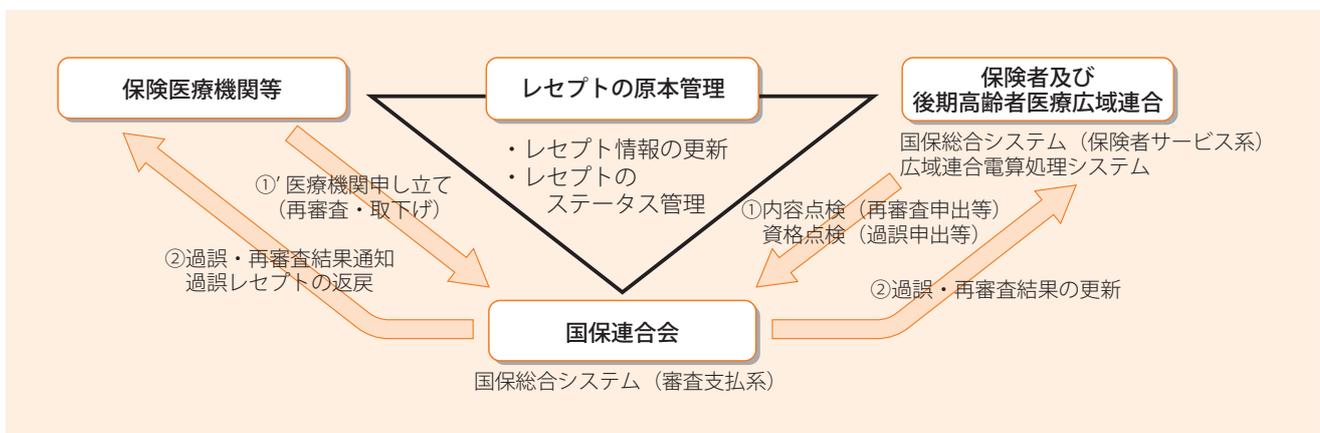
① 共同電算処理事業

保険者の共通した事務を一元的に電算処理を行い、事務効率化の推進を図るとともに、各種情報提供により医療費の適正化や保健事業の充実・強化を図ります。



② 保険者レセプト管理事務

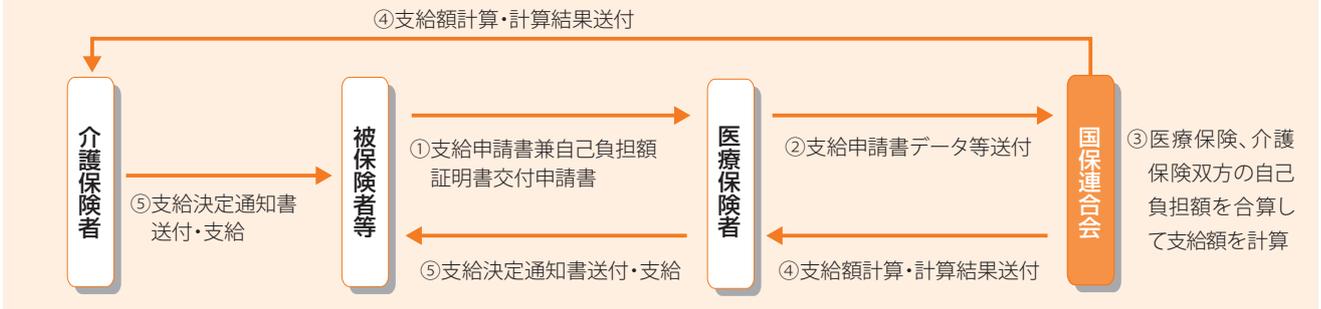
国保総合システム（審査支払系システム）にて確定したレセプト情報（電子レセプト及び画像レセプト）を照会・点検できる様に国保総合システム（保険者サービス系システム）により提供致します。また、保険者から申出された過誤・再審査等の結果を反映し、レセプトの所在を明らかにする等原本管理を行っています。



③ 高額医療・高額介護合算処理事業

毎年8月から翌年7月までの「療養の給付に係る一部負担金の額」及び「介護保険の利用者負担額」の合計額が著しく高額である場合に支給される「高額介護合算療養費」及び「高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」の支給額計算処理を実施します。

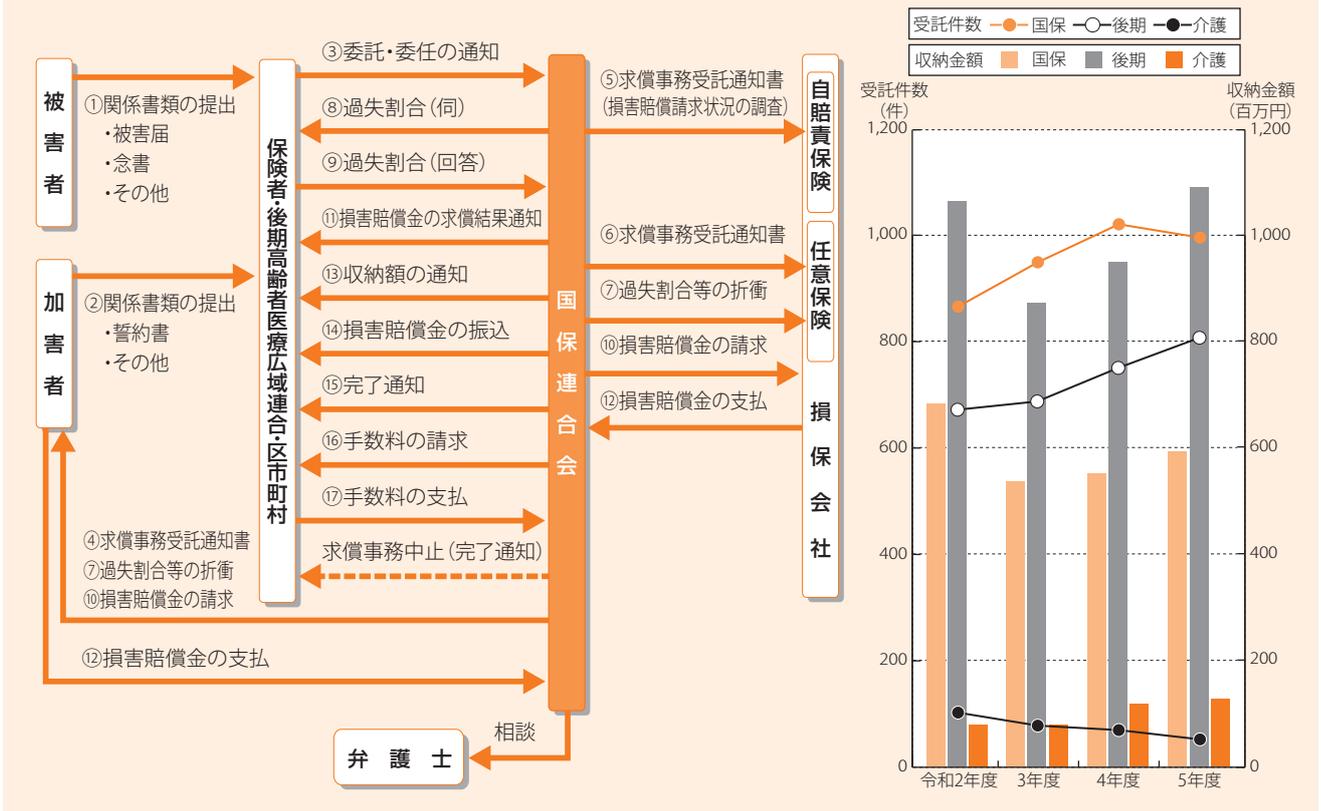
高額医療・高額介護合算処理のながれ



④ 第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務

保険者から受託し、国民健康保険給付・後期高齢者医療保険給付及び介護保険給付の損害賠償請求及び収納事務を行っています。また、第三者行為の求償に係る法的問題の解決を円滑に行うため、本会に顧問弁護士を設置しています。

第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務のながれ



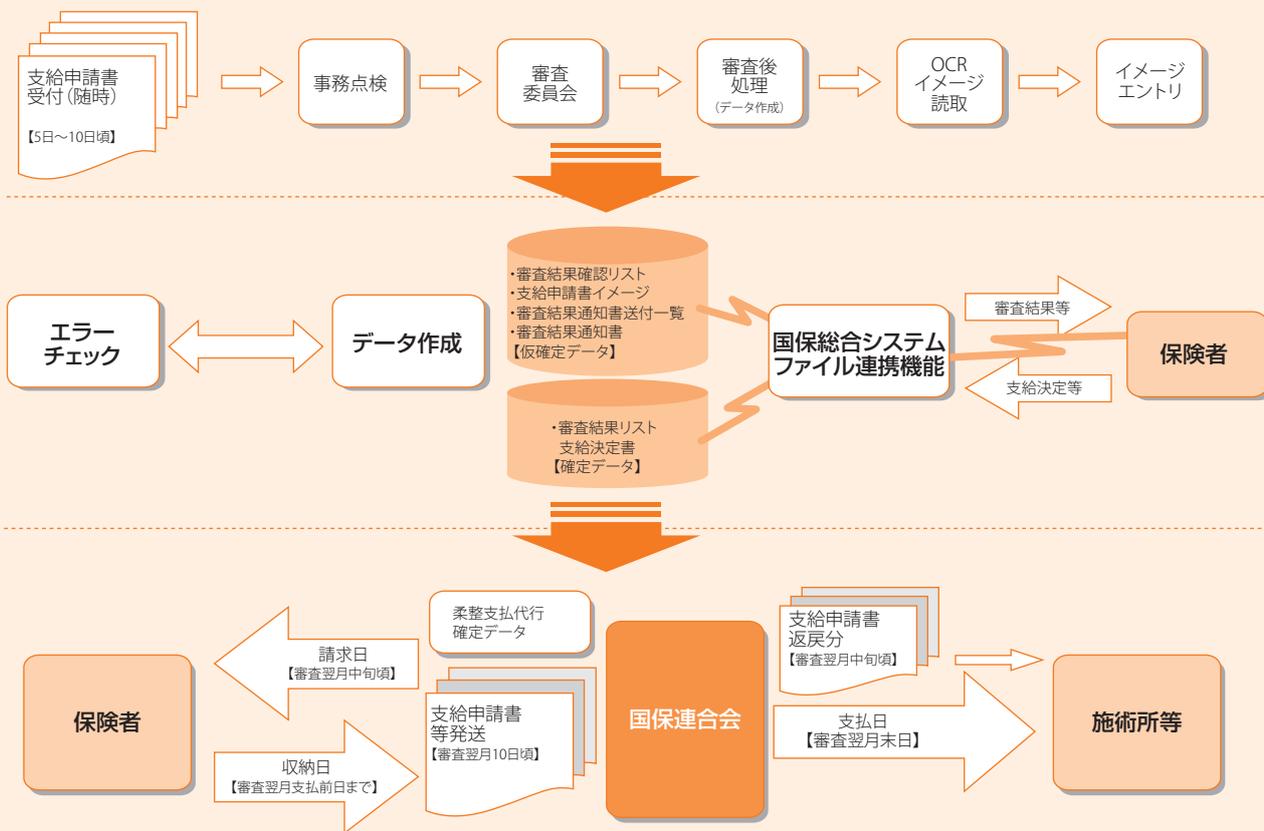
⑤ 診療報酬明細書等内容点検事務

- ア 保険者が実施している診療報酬明細書等の内容点検事務を受託し、医療費の適正化に寄与できるよう効率的な内容点検を行っています。
- イ 東京都が実施する都内で区市町村間異動した被保険者に係る診療報酬明細書等の内容点検を受託し、広域的見地から保険給付の点検を行っています。

⑥ 柔道整復療養費支払代行事務

柔道整復療養費の審査及び資格確認の結果等を保険者へ情報提供し、保険者の支給決定に基づき、支給決定した金額を施術所等へ支払う代行事務を行っています。

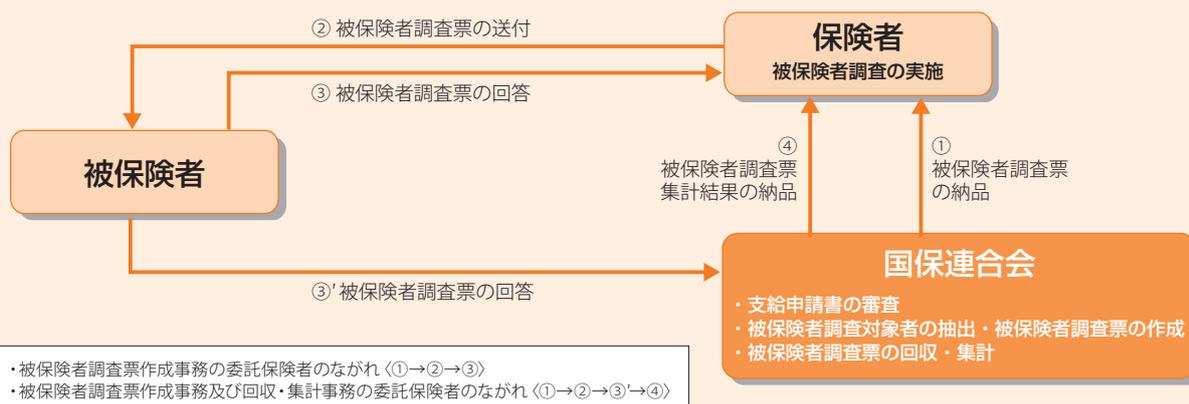
柔道整復療養費支払代行事務のながれ



⑦ 柔道整復療養費被保険者調査票作成事務等

柔道整復療養費の適正化に寄与するため、被保険者調査票の作成事務等を行っています。

柔道整復療養費被保険者調査票作成事務のながれ



- ・被保険者調査票作成事務の委託保険者のながれ〈①→②→③〉
- ・被保険者調査票作成事務及び回収・集計事務の委託保険者のながれ〈①→②→③→④〉

⑧ 海外療養費調査事務等

海外療養費の不正請求対策の一環として、海外療養費の調査事務等を行っています。

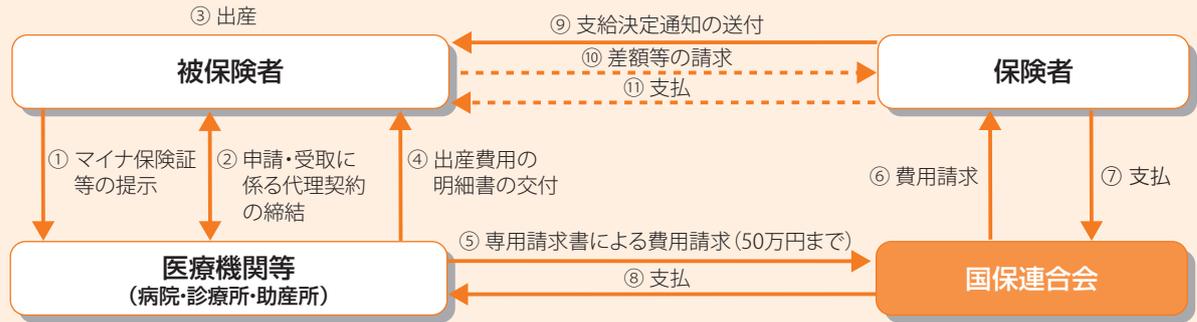
⑨ 療養費代理受領方式による保険者間調整事務

被保険者の資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整事務を行っています。

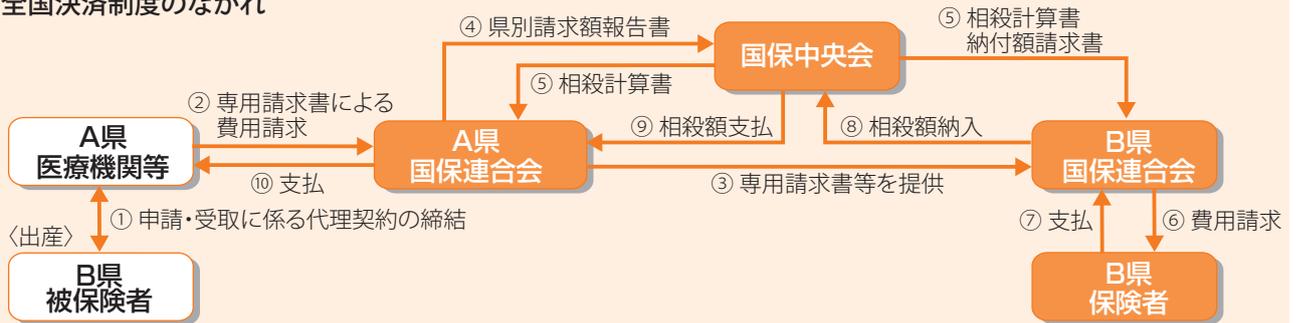
⑩ 出産育児一時金等の支払事務

本会は、出産育児一時金等の直接支払制度に基づき、医療機関等（病院・診療所・助産所）から提出された費用請求について、保険者から受託し支払事務を行っています。

出産育児一時金等の支払事務のながれ



全国決済制度のながれ



(10) 国保保険者標準事務処理システム

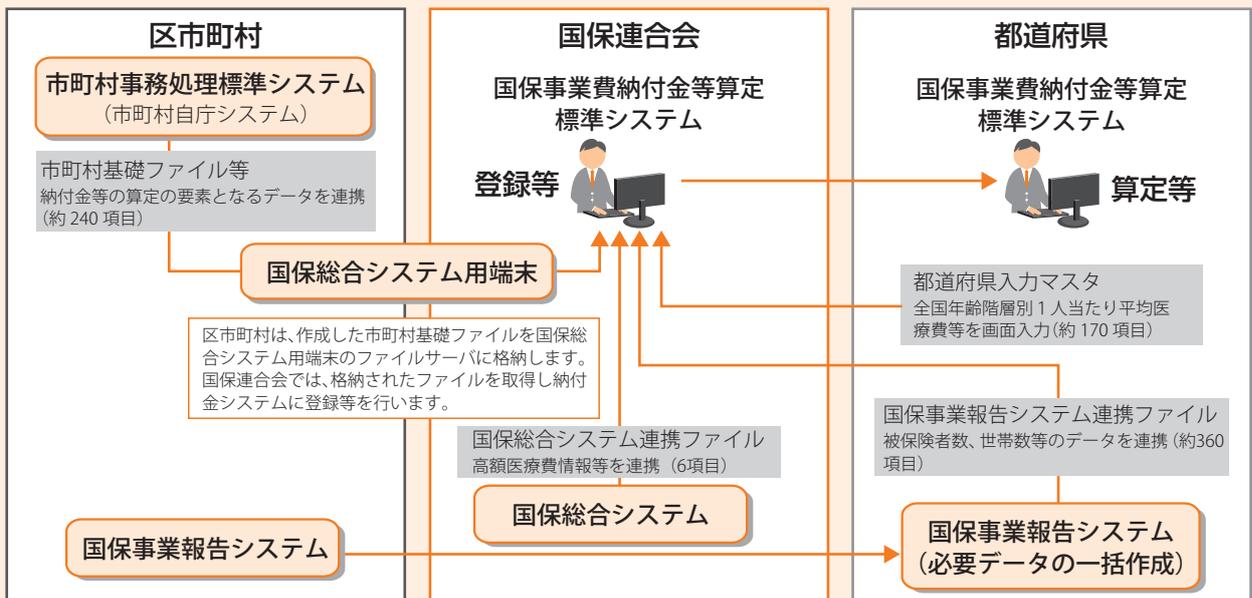
「国保保険者標準事務処理システム」とは、都道府県が運用する「国保事業費納付金等算定標準システム」、国保連合会が運用する「国保情報集約システム」、区市町村が行う標準的な事務処理機能を有した「市町村事務処理標準システム」に国保事業報告システムを加えたものの総称です。

①国保事業費納付金等算定標準システム

国保事業費納付金等算定標準システムは、財政運営の責任主体である都道府県が行う以下の業務を支援します。

- ・ 保険料収納必要総額の算出と、区市町村ごとの国保事業費納付金額及び標準保険料率の算定
- ・ 区市町村から収納した国保事業費納付金の収納管理
- ・ 財政安定化基金による交付金・貸付金（返済金）に係る事業管理

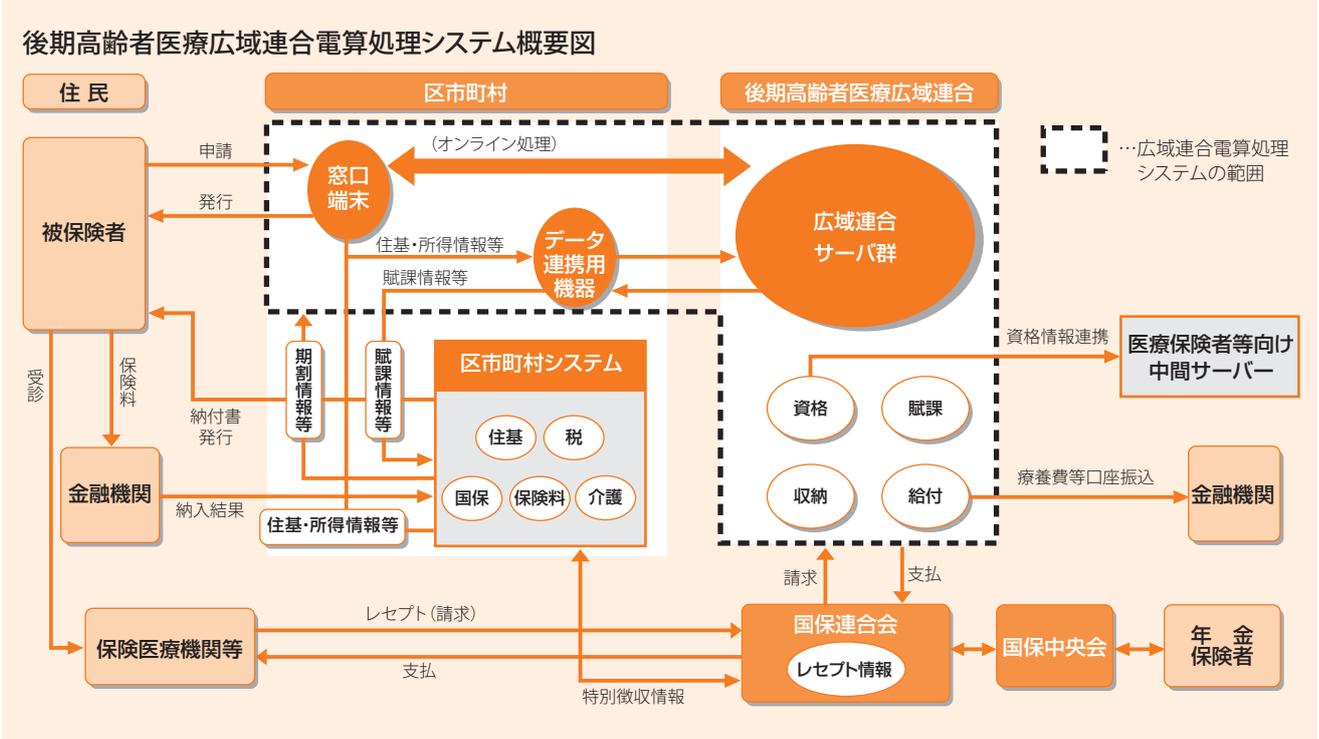
国保連合会においては、納付金等の算定の基礎となるデータを区市町村から受領し、システムへ登録等を行います。



2 後期高齢者医療事業

本会では、東京都後期高齢者医療広域連合から受託し、下記の業務を行っています。

- ① 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用・保守管理
- ② 療養費支払代行事務
- ③ 診療報酬明細書等点検事務
- ④ 不当利得・負担割合相違等処理事務
- ⑤ 第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務
- ⑥ 医療費通知・後発医薬品利用差額通知等データ作成事務
- ⑦ 高額療養費等計算事務
- ⑧ 高額医療・高額介護合算計算事務
- ⑨ オンライン資格確認等システムによる電子資格確認等事務

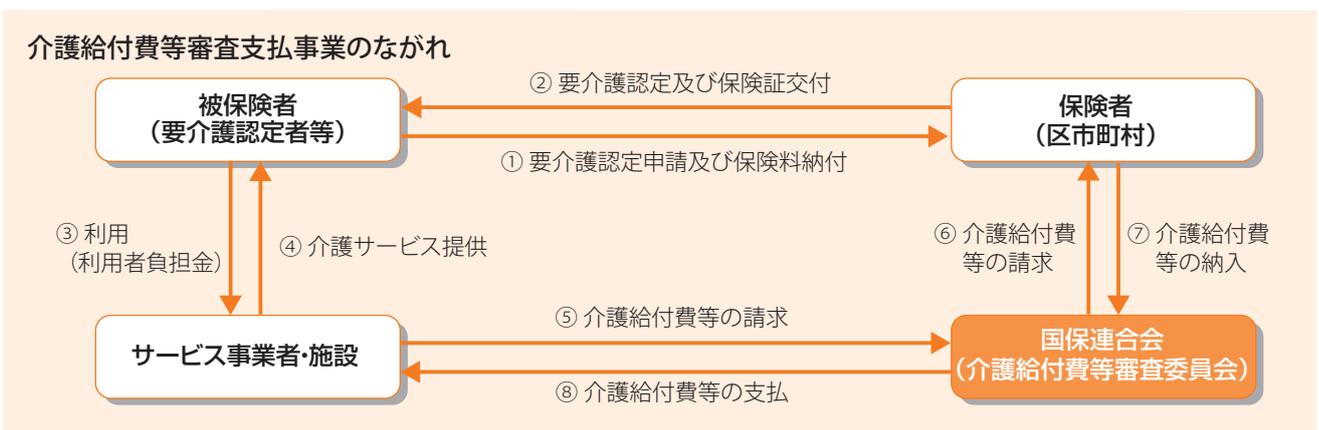


3 介護保険事業

(1) 介護給付費等審査支払事業

本会は、介護保険法第176条第1項第1号に基づき、介護保険者から受託し、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設等から提出される介護給付費請求書の審査及び支払を行っています。

また、介護保険法第176条第1項第2号及び同条第2項第3号に基づき、介護保険者から受託し、訪問型サービス事業者、通所型サービス事業者等から提出される介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査及び支払を行っています。



全国決済のながれ



介護給付費等取扱状況の推移

年度	件数 (件)	金額 (円)
令和元年度	16,342,972	819,780,010,252
2年度	16,432,810	834,961,960,430
3年度	17,220,315	862,484,909,567
4年度	17,829,963	878,373,302,929
5年度	18,542,012	916,000,614,494

※上記の件数及び金額には、介護予防・日常生活支援総合事業費分を含む。



(2) 介護給付費等審査委員会

介護給付費請求書等の審査を行うため、介護保険法第179条に基づき、本会に「介護給付費等審査委員会」を設置しています。

介護給付費等審査委員会は、介護医療部会と審査部会で構成されます。介護医療部会は医師をもって充て、特定診療費等（出来高分）の請求の審査を行います。また、審査部会は、介護医療部会の所掌以外の請求に係る審査を行います。

① 会期

毎月1回開催します。

② 組織

介護給付費等審査委員会は、介護保険法第180条に基づき、介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員、区市町村を代表する委員、公益を代表する委員の三者構成をもって組織します。

③ 委嘱

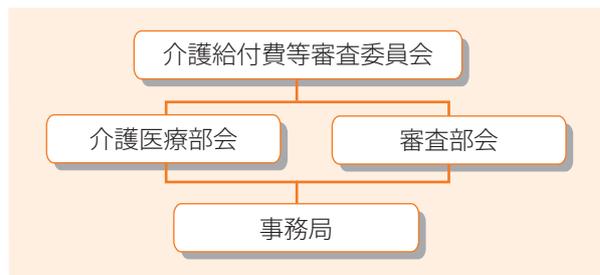
本会規程により、理事長が委嘱します。

④ 任期

本会規程により、審査委員の任期は2年です。

⑤ 構成

介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者代表	区市町村代表	公益代表	合計
5人	5人	5人	15人



(3) 保険者事務の支援

① 介護給付適正化対策事業支援

介護給付費の審査支払業務を通じて本会が保有する給付実績情報等を有効活用して、介護保険者がより効果的に適正化対策事業を実施できるよう支援を行っています。

ア 給付実績等を活用した情報の分析・提供

ウ 縦覧審査の実施

イ 介護保険者職員を対象とした研修会の開催

エ 介護情報と医療情報の突合審査の実施

② 保険者事務共同処理事業

介護保険者が行う事務のうち、共同して処理することが効率的な次の事務を、介護保険者から受託し行っています。

- ア 要介護認定更新支援処理
- イ 償還払給付額管理処理及び介護給付費通知情報支援処理
- ウ 高額介護サービス費支給処理
- エ 第三者行為（交通事故）に起因する損害賠償請求取納事務
- オ 市町村特別給付等支払処理
- カ 統計資料作成
- キ 介護給付適正化対策事業支援処理
- ク ケアプラン原案作成委託料支払処理
- ケ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給情報作成処理
- コ 年間高額介護サービス費集計業務

(4) 要介護認定等情報経由業務

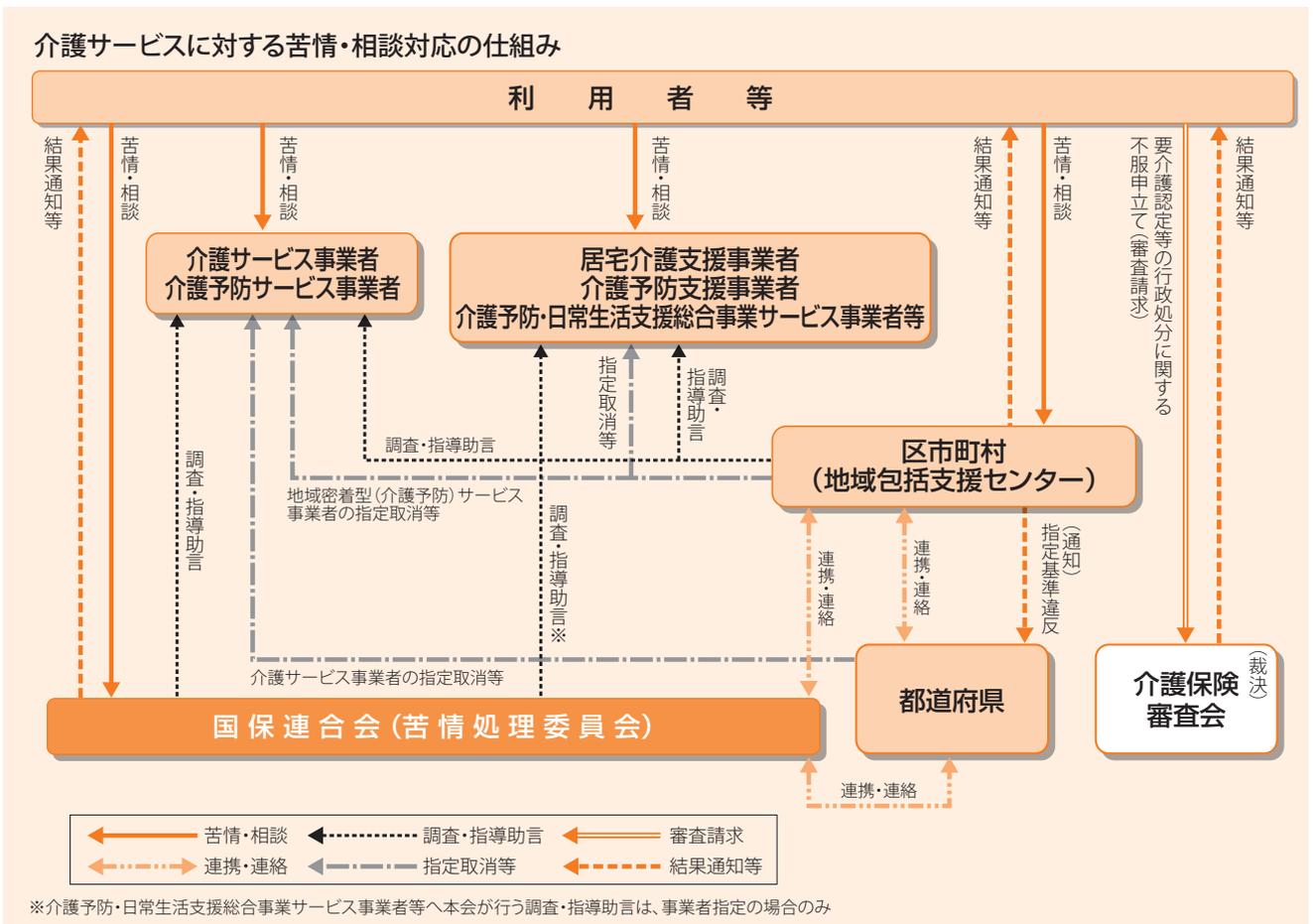
介護保険法第118条の2に基づき、本会が保有する介護給付費請求明細書等情報及び介護保険者から提出された要介護認定等情報、基本チェックリスト情報、在宅介護実態調査のデータを取りまとめ、国保中央会を経由し、厚生労働省へ報告をしています。

(5) 苦情処理業務

介護保険法第176条第1項第3号に基づき、介護サービスの質の向上に関する調査、指導及び助言を行います。また、区市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスについても、区市町村長の依頼に基づき、苦情処理を行います。なお、本会が行う苦情処理業務は、主に区市町村で取り扱うことが困難な案件及び申立人が本会での処理を特に希望する場合等の案件を取り扱います。

介護サービス苦情処理委員会

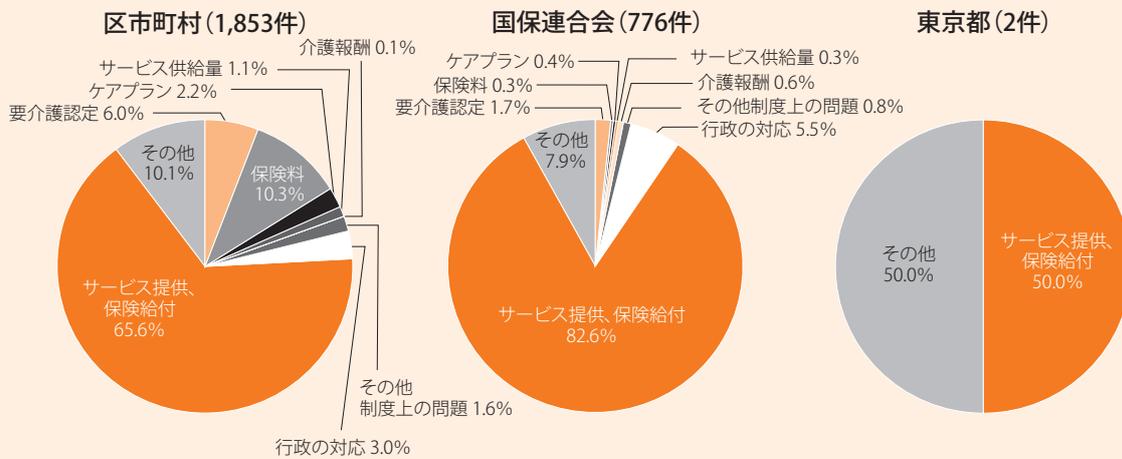
苦情処理業務は、社会福祉、法律、医療等の専門的な知識を要することから、本会に「介護サービス苦情処理委員会」を設置しています。委員会の委員は5名（内1名は、顧問弁護士が兼任）で構成され、理事長が委嘱します。委員の任期は2年です。



本会は、介護サービスの利用者等からの相談に応じるとともに苦情申立てに基づき指定事業者等に対し、介護サービス等の質の向上を目的とする調査、指導及び助言を行います。

相談窓口機関別に分類した苦情受付状況は次のとおりです。

令和5年度 苦情分類項目別の割合(苦情相談窓口機関別)



※端数を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

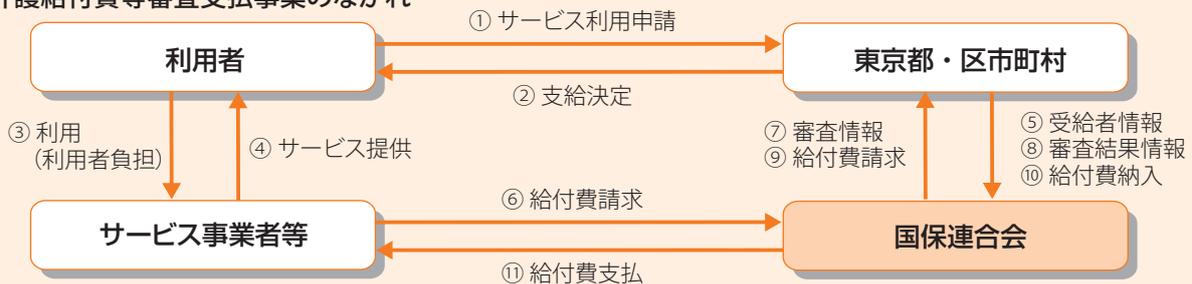
4 障害者総合支援給付等事業

本会は、障害者総合支援法第29条第7項、第34条第2項、第51条の14第7項、第51条の17第6項及び児童福祉法第24条の3第11項、第21条の5の7第14項及び第24条の26第6項等に基づき、区市町村及び東京都から受託し、障害福祉サービス事業者及び障害児施設等から提出される障害介護給付費及び障害児給付費等の審査支払事務を行っています。

また、区市町村が行う障害者総合支援関係事務のうち、共同して処理することが効率的なものを共同処理事業として事務を受託し行っています。

障害支援区分認定等情報経由業務は、障害者総合支援法第89条の2の2及び児童福祉法第33条の23の2に基づき、区市町村等から提出された障害支援区分認定等のデータを、国保中央会を経由し厚生労働省へ報告をしています。

障害介護給付費等審査支払事業のながれ



全国決済のながれ



障害介護給付費等取扱状況の推移

障害介護給付費等

年度	件数 (件)	金額 (円)
令和元年度	1,297,787	174,533,165,687
2年度	1,315,745	181,733,590,596
3年度	1,385,063	194,254,095,138
4年度	1,438,052	203,709,355,846
5年度	1,498,711	217,748,691,658



障害児給付費等

年度	件数 (件)	金額 (円)
令和元年度	544,503	34,766,795,426
2年度	539,577	37,001,831,847
3年度	618,775	42,004,244,954
4年度	685,874	47,078,300,933
5年度	760,672	52,683,992,815



5 措置費支払代行事業

本会は、東京都及び区市町村が、生活保護法に規定する救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設及び老人福祉法に規定する養護老人ホームへ要措置者等を入所させ、又は入所を委託した場合の措置等に要する費用について、当該施設への支払代行事務を実施しています。

措置費支払代行事業のながれ



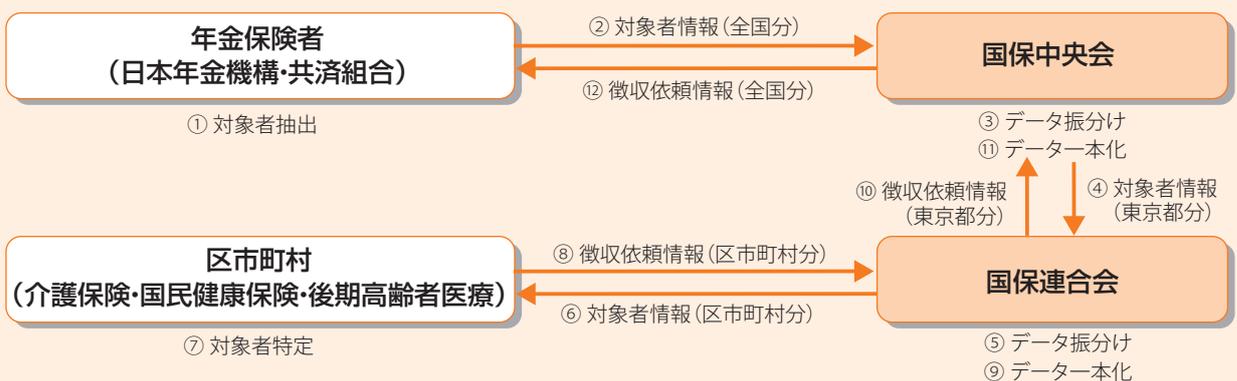
①から④までは、措置費の概算分について、請求から支払までの処理をしています。
⑤及び⑥は、概算分の清算処理をしています。

6 区市町村等に対する経由業務

(1) 保険料 (税) の年金からの特別徴収における情報経由業務

介護保険料、国民健康保険料 (税) 及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収に関し、国保中央会を経由して、年金保険者と区市町村との間の特別徴収に必要な情報の授受に係る事務処理を行っています。

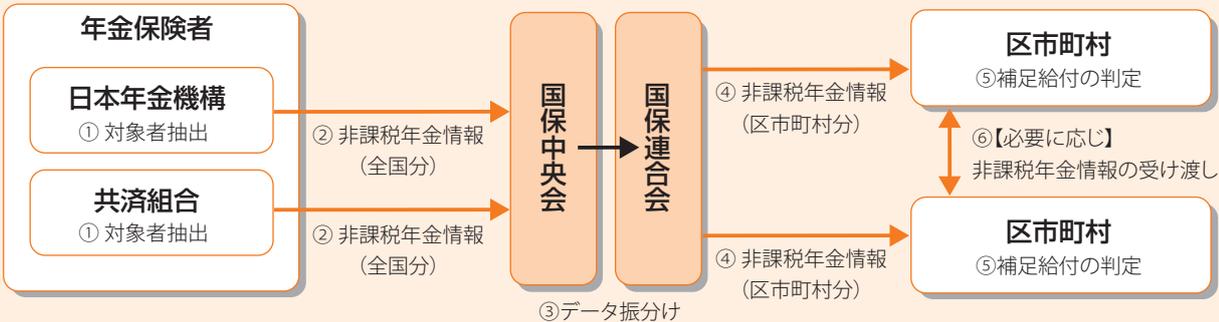
保険料 (税) の年金からの特別徴収における情報経由業務のながれ



(2) 介護保険の補足給付における非課税年金勘案のための年金情報経由業務

介護保険の補足給付に関し、特定入所者介護（予防）サービス費の受給要件に非課税年金情報を所得として勘案するため、年金保険者から国保中央会を経由し送付される「非課税年金情報」を、区市町村へ通知しています。

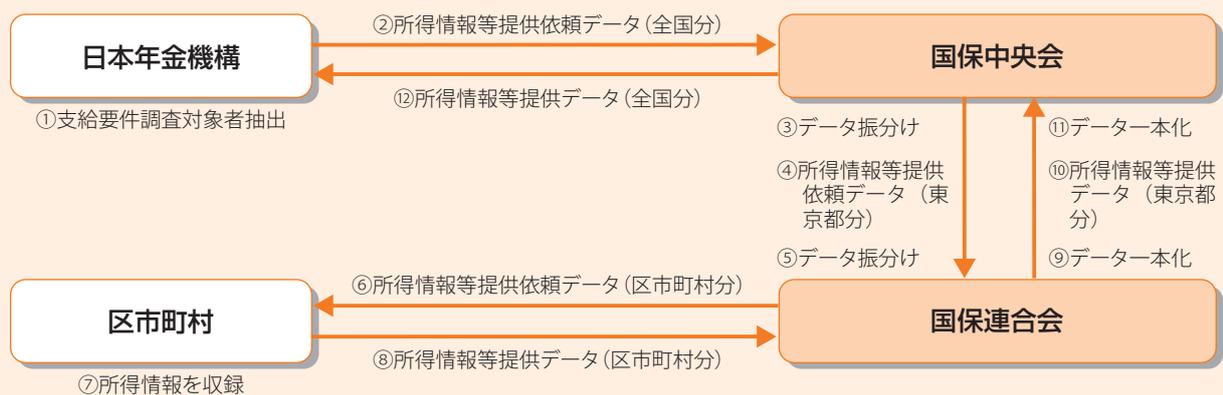
介護保険の補足給付における非課税年金勘案のための年金情報経由業務のながれ



(3) 年金生活者支援給付金における所得情報経由業務

年金生活者支援給付金に関し、日本年金機構による年金生活者支援給付金の受給資格者判定のため、国保中央会を経由して、日本年金機構と区市町村との間の「所得情報等提供依頼データ」、「所得情報等提供データ」の授受に係る事務処理を行っています。

年金生活者支援給付金における所得情報経由業務のながれ

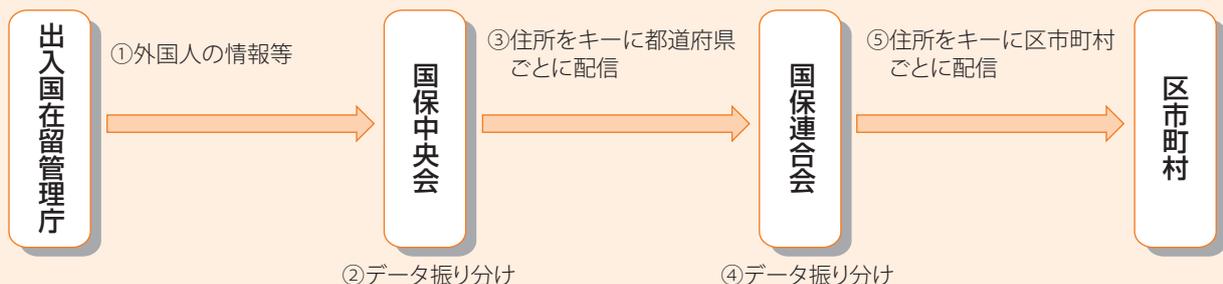


(4) 出入国在留管理庁からの情報提供に係る経由業務

特定技能外国人に係る身分事項等の情報や、国保への加入ができない在留資格へ変更された者（医療滞在やロングステイ等）に係る身分事項等の情報について、出入国在留管理庁から国保中央会及び本会を経由して、定期的に区市町村へ提供する。

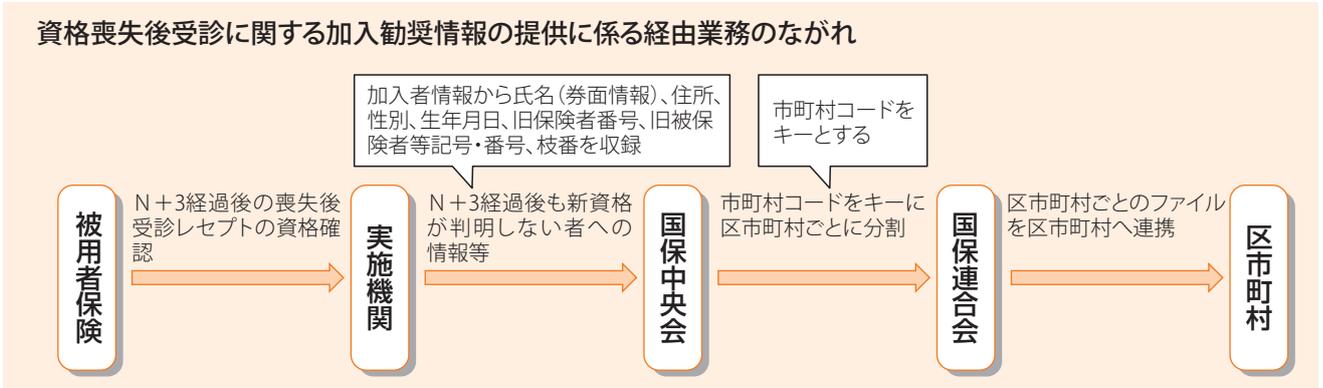
出入国在留管理庁からの情報提供に係る経由業務のながれ

外国人の氏名（本名）・性別・生年月日・住所・受け入れ終了日、在留資格変更日等
※外国人の基本4情報は住基と一致



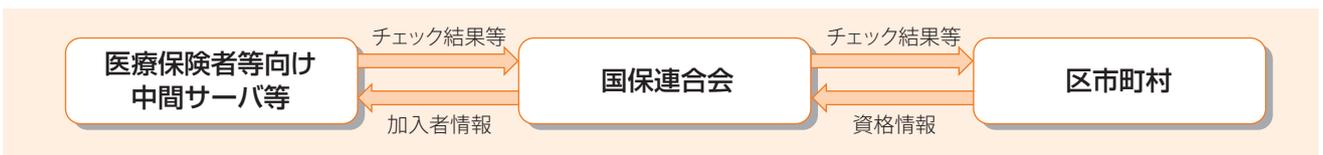
(5) 資格喪失後受診に関する加入勧奨情報の提供に係る経由業務

被用者保険の保険者等（以下「旧保険者等」という。）の資格を喪失した後に医療機関等を受診等した者について、診療月から3ヶ月経過後も新資格が判明しない場合、オンライン資格確認等システムから新資格が登録されていない者が抽出され、旧保険者等から国保中央会及び本会を経由して、定期的に加入勧奨情報を区市町村へ提供しています。



(6) 医療保険者等向け中間サーバー等から提供される情報の経由業務

オンライン資格確認等システム稼働にあたり、医療保険者等向け中間サーバー等から提供される個人番号誤入力チェック結果等について、本会を経由して、定期的に区市町村へ提供しています。



7 保健事業

本会では、法第86条により準用する法第82条及び法第104条に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、保険者が行う保健事業の支援を行っています。

また、健康増進法第6条により、健康増進事業実施者として、国の推進する「健康日本21（第三次）」計画等に積極的に関与し、必要な事業の推進に努めています。

(1) 保険者等が行う保健事業への支援

- ① 保健事業実施計画（データヘルス計画）等の推進の支援
 保険者等のデータヘルス計画等に係る保健事業をすすめるにあたり、企画や運営等の支援を行います。

なお、支援として保健師の派遣を行う場合は、本会の保健師の他「東京都在宅保健師の会」の会員に協力を依頼しています。

※在宅保健師とは、保健師資格を有し常勤雇用されていない者をいう。

- ② 被保険者等啓発用教材の貸出
 被保険者等の健康づくりに活用するため、被保険者等啓発用教材・健康関連機器の充実を図り、保険者等に適宜貸出しを行っています。

(2) 保健事業支援・評価委員会の運営

保険者等が実施するデータヘルス計画の支援及び保健事業の助言等を行うため、委員会を運営しています。



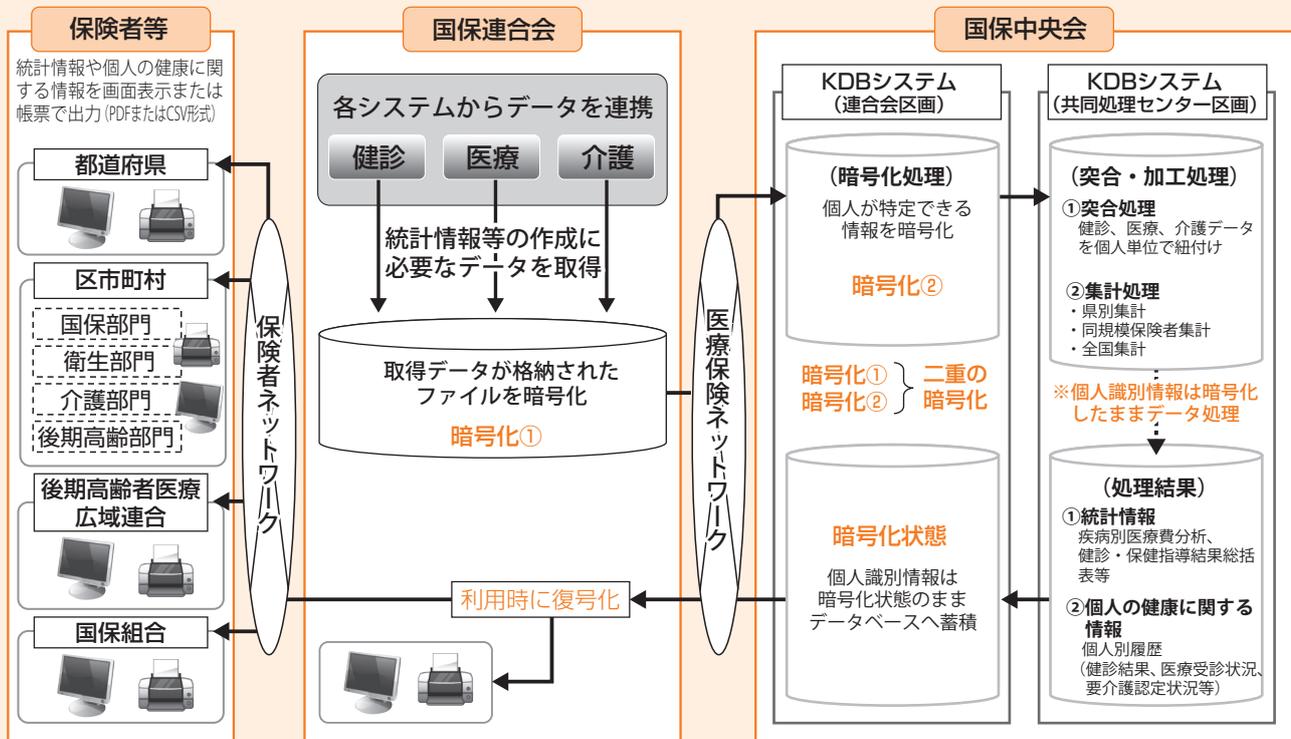
(3) 保健事業に関する講演会等の開催

保険者等を対象に、保健事業の推進に関する講演会等を開催しています。

(4) 国保データベース（KDB）システム等を活用した健診・医療費分析情報の提供等

国保データベース（KDB）システム等を活用し、健診・医療費分析情報を保険者等に提供するとともに、その分析情報の活用に関する研修会を開催する等の支援をしています。

KDBシステムの概要図



(5) 契約温泉施設の利用料の一部助成

被保険者の健康の保持増進を図るため、西多摩地区の下記の温泉施設と契約し、利用料の一部を助成しています。

■ 檜原温泉センター『数馬の湯』	住 所：東京都西多摩郡檜原村 2430 番地	電話番号：042-598-6789
■ 奥多摩温泉『もえぎの湯』	住 所：東京都西多摩郡奥多摩町氷川 119 番 1	電話番号：0428-82-7770
■ 秋川溪谷『瀬音の湯』	住 所：東京都あきる野市乙津 565 番地	電話番号：042-595-2614
■ 生涯青春の湯『つるつる温泉』	住 所：東京都西多摩郡日の出町大久野 4718 番地	電話番号：042-597-1126



(6) 東京都在宅保健師の会の運営

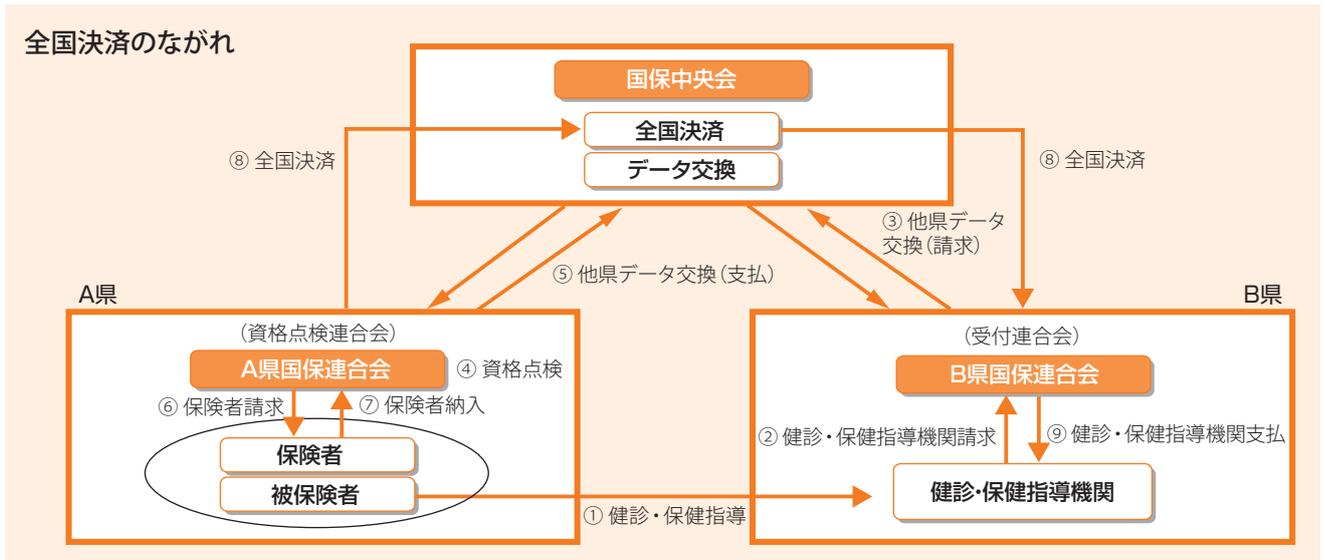
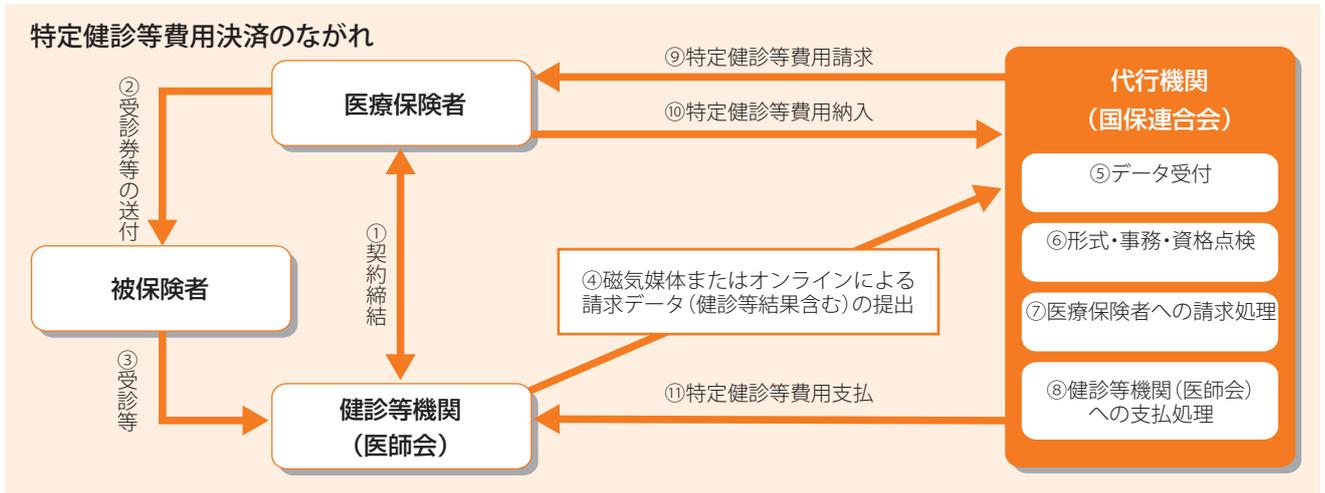
国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号）第8に基づき、運営しています。

- ① 保険者が行う保健事業への支援
本会保健師とともに被保険者の健康の保持増進及び啓発を行っています。
- ② 区市町村における地区活動
会員である在宅保健師が企画した保健事業等の地区活動に対し、支援等を行っています。
- ③ 講演会等の開催
在宅保健師の資質向上のための講演会及び学習会を開催しています。
- ④ 会報の発行（年1回）
会員及び関係機関に対し、活動内容等を紹介するため会報を発行しています。

8 特定健康診査等に関する事業

特定健康診査及び特定保健指導並びに後期高齢者医療被保険者に対する特定健康診査に準ずる健康診査（以下「特定健診等」という。）について、国保中央会が開発した特定健診等データ管理システム及び本会が開発した外付システムを利用し、保険者等が行う特定健診等に係る事務を代行しています。

- ① 特定健診等のデータ管理
- ② 特定健診等の費用決済
- ③ 特定健診等の受診券の作成
- ④ 法定報告情報の作成



9 広報活動及び調査事業

本会では、国保制度の趣旨普及及び健康づくりの推進などを図るため、各種広報媒体を活用した効果的な広報活動を行っています。

また、関係機関等に対して、事業の円滑な運営を図ることを目的に各種統計情報の提供を行っています。

(1) 広報活動

① 機関誌「東京の国保」（年4回発行）

国民健康保険に関する情報等を、保険者等関係機関に提供しています。学職経験者による国保制度等に関する論説、厚生労働省による医療費の解説、東京都による関連記事、保険者及び本会で実施する事業等の情報を掲載しています。



② 事業案内（年1回発行）

保険者等関係機関に対し、本会の事業内容等を紹介しています。

③ 国保制度の趣旨普及及び被保険者啓発等に関する広報

被保険者等に対し、ポスター等により、国保制度の趣旨普及等を目的とした広報を行っています。



啓発ポスター（特定健康診査）



啓発ポスター（国民健康保険）

④ ホームページ等による広報

<https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp>

保険者等関係機関に対し、ホームページや公式SNSにより本会の事業に関する情報提供を行っています。

⑤ その他

保険者等に対し、国保制度等に関する情報を提供しています。



国会HPトップ画面

(2) 調査

① 各種統計資料の作成

国民健康保険事業の運営に資するため、国保事業の実態や状況の調査を行うほか、他保険者との比較検討のための統計資料を作成し、保険者等に提供しています。

ア 東京都国民健康保険事業状況等に関する統計資料

保険者における「一般状況」「経理状況」「収納率」「医療費の状況」等の実績を把握し比較するための資料です。

種 類	配付月
特別区及び主要都市国保事業状況調査報告（令和6年度実績）	10月
多摩地区国保事業状況調査報告（令和6年度実績）	10月
島しょ地区国保事業状況調査報告（令和6年度実績）	10月
国民健康保険組合国保事業状況調査報告（令和6年度実績）	10月

イ 後期高齢者支援金・前期高齢者交付金（納付金）額に関する資料（国民健康保険組合）

前々年度の加入者数等に応じて負担する後期高齢者支援金額及び前期高齢者交付金（納付金）額に関する資料です。

種 類	配付月
令和7年度後期高齢者支援金・前期高齢者交付金（納付金）額表（確定）	5月
令和8年度後期高齢者支援金・前期高齢者交付金（納付金）額表（見込）	1月

ウ 介護給付費・地域支援事業支援納付金額に関する資料（国民健康保険組合）

前々年度の加入者数等に応じて負担する介護給付費・地域支援事業支援納付金額に関する資料です。

種 類	配付月
令和7年度介護給付費・地域支援事業支援納付金額表（確定）	5月
令和8年度介護給付費・地域支援事業支援納付金額表（見込）	1月

② 東京都国民健康保険ハンドブック（年1回発行）

保険者を中心に改訂委員会を開催し、東京都の助言を得たのち、実務担当者の手引書としてハンドブックを発行しています。

10 その他の事業

(1) 国民健康保険制度の改善と財政強化のための活動等

本会は、国民健康保険制度改善及び財政基盤の強化と国保事業の円滑な運営を図るため、保険者及び関係機関・団体と連携し、政府・国会等に対して、各種要請活動を行っています。

- ① 国民健康保険制度の改善強化等を図るための活動
- ② 国民健康保険組合の基盤強化を図るための活動

また、本会は、国保財政の健全な運営を確保するため、次の事業を通じ保険者を支援しています。

- ③ 国民健康保険料（税）収納率向上対策事業
- ④ レセプト点検に係る支援
- ⑤ 第三者行為求償事務講習会の開催

(2) 保険者等との連絡、調整

本会では、保険者等の事業運営の円滑化及び財政健全化並びに事務事業の向上を図るため、各種連絡協議会への参加及び研修会等を開催しています。

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ① 各種連絡協議会への参加等 | ② 講習会、研究会等の開催 |
| ア 特別区国民健康保険課長会定例会 | ア 国保講演会 |
| イ 東京都市国民健康保険協議会幹事会及び定例会 | イ 国民健康保険事務初任者講習会 |
| ウ 国民健康保険組合東京協議会幹事会及び連絡協議会 | ウ 国民健康保険料（税）収納率向上対策研修会 |
| エ 東京都国民健康保険連携会議 | エ 国民健康保険組合東京協議会役職員研修会 |
| オ 東京都保険者協議会 | オ 国民健康保険組合保健事業研究会 |
| | カ 国民健康保険組合事務局長等研修会 |

III 資料

1 会員名簿

令和7年3月18日作成

保険者名	代表者名	事業開始年月日	郵便番号	所在地	電話
東京都特別区	小池百合子	H30. 4. 1	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03 (5321) 1111
千代田区	樋口高顕	S34.12. 1	102-8688	千代田区九段南1-2-1	03 (3264) 2111
中央区	山本泰人	〃	104-8404	中央区築地1-1-1	03 (3543) 0211
港区	清家愛	〃	105-8511	港区芝公園1-5-25	03 (3578) 2111
新宿区	吉住健一	〃	160-8484	新宿区歌舞伎町1-4-1	03 (3209) 1111
文京区	成澤廣修	〃	112-8555	文京区春日1-16-21	03 (3812) 7111
台東区	服部征夫	〃	110-8615	台東区東上野4-5-6	03 (5246) 1111
墨田区	山本亨	〃	130-8640	墨田区吾妻橋1-23-20	03 (5608) 1111
江東区	大久保朋果	〃	135-8383	江東区東陽4-11-28	03 (3647) 9111
品川区	森澤恭子	〃	140-8715	品川区広町2-1-36	03 (3777) 1111
目黒区	青木英二	〃	153-8573	目黒区上目黒2-19-15	03 (3715) 1111
大田区	鈴木晶雅	〃	144-8621	大田区蒲田5-13-14	03 (5744) 1111
世田谷区	保坂展人	〃	154-8504	世田谷区世田谷4-21-27	03 (5432) 1111
渋谷区	長谷部健	〃	150-8010	渋谷区宇田川町1-1	03 (3463) 1211
中野区	酒井直人	〃	164-8501	中野区中野4-11-19	03 (3389) 1111
杉並区	岸本聡子	〃	166-8570	杉並区阿佐谷南1-15-1	03 (3312) 2111
豊島区	高際みゆき	〃	171-8422	豊島区南池袋2-45-1	03 (3981) 1111
北区	山田加奈子	〃	114-8508	北区王子本町1-15-22	03 (3908) 1111
荒川区	滝口学	〃	116-8501	荒川区荒川2-2-3	03 (3802) 3111
板橋区	坂本健	〃	173-8501	板橋区板橋2-66-1	03 (3964) 1111
練馬区	前川耀男	〃	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1	03 (3993) 1111
足立区	近藤弥生	〃	120-8510	足立区中央本町1-17-1	03 (3880) 5111
葛飾区	青木克徳	〃	124-8555	葛飾区立石5-13-1	03 (3695) 1111
江戸川区	斉藤猛	〃	132-8501	江戸川区中央1-4-1	03 (3652) 1151
市町村西多摩地区					
青梅市	大勢待利明	S26. 4. 1	198-8701	青梅市東青梅1-11-1	0428 (22) 1111
福生市	加藤育男	S24.12. 1	197-8501	福生市本町5	042 (551) 1511
あきる野市	中嶋博幸	H 7. 9. 1	197-0814	あきる野市二宮350	042 (558) 1111
羽村市	橋本弘山	S31.10. 1	205-8601	羽村市緑ヶ丘5-2-1	042 (555) 1111
瑞穂町	杉浦裕之	S33.10.15	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	042 (557) 0501
日の出町	田村みさ子	S30. 6. 1	190-0192	西多摩郡日の出町大字平井2780	042 (597) 0511
檜原村	吉本昂二	S27.12.20	190-0212	西多摩郡檜原村467-1	042 (598) 1011
奥多摩町	師岡伸公	S30. 4. 1	198-0212	西多摩郡奥多摩町氷川215-6	0428 (83) 2111
南多摩地区					
八王子市	初宿和夫	S30. 4. 1	192-8501	八王子市元本郷町3-24-1	042 (626) 3111
町田市	石阪丈一	S33. 2. 1	194-8520	町田市森野2-2-22	042 (722) 3111
日野市	大坪冬彦	S33. 2. 1	191-0016	日野市神明1-12-1	042 (585) 1111
多摩市	阿部裕行	S24. 1. 1	206-8666	多摩市関戸6-12-1	042 (375) 8111
稲城市	高橋勝浩	S23.12. 1	206-8601	稲城市東長沼2111	042 (378) 2111
北多摩地区					
立川市	酒井大史	S31. 1. 1	190-8666	立川市泉町1156-9	042 (523) 2111
武蔵野市	小美濃安弘	S33. 4. 1	180-8777	武蔵野市緑町2-2-28	0422 (51) 5131
三鷹市	河村孝	S31.10. 1	181-8555	三鷹市野崎1-1-1	0422 (45) 1151
府中市	高野律雄	S29. 4. 1	183-8703	府中市宮西町2-24	042 (364) 4111
昭島市	白井伸介	S29. 5. 1	196-8511	昭島市田中町1-17-1	042 (544) 5111
調布市	長友貴樹	S30. 4. 1	182-8511	調布市小島町2-35-1	042 (481) 7111
小金井市	白井亨	S24. 4. 1	184-8504	小金井市本町6-6-3	042 (383) 1111
小平市	小林洋子	S34.10. 1	187-8701	小平市小川町2-1333	042 (341) 1211
東村山市	渡部尚	S35.10. 1	189-8501	東村山市本町1-2-3	042 (393) 5111
国分寺市	井澤邦夫	S34. 4. 1	185-8501	国分寺市泉町2-2-18	042 (325) 0111
国立市	濱崎真也	S29. 9. 1	186-8501	国立市富士見台2-47-1	042 (576) 2111
西東京市	池澤隆史	H13. 1.21	188-8666	西東京市南町5-6-13	042 (464) 1311
狛江市	松原俊雄	S35. 4. 1	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	03 (3430) 1111
東大和市	和地仁美	S35. 4. 1	207-8585	東大和市中央3-930	042 (563) 2111
清瀬市	澁谷桂司	S35. 7. 1	204-8511	清瀬市中里5-842	042 (492) 5111
東久留米市	富田竜馬	S25. 2.18	203-8555	東久留米市本町3-3-1	042 (470) 7777
武蔵村山市	山崎泰大	S34.11. 1	208-8501	武蔵村山市本町1-1-1	042 (565) 1111

保険者名	代表者名	事業開始年月日	郵便番号	所在地	電話
島しょ地区					
大島町	坂上 長一	S30. 4. 1	100-0101	大島町元町1-1-14	04992 (2) 1443
利島村	村山 将人	S27.11. 1	100-0301	利島村248	04992 (9) 0011
新島村	大沼 弘一	S30. 4. 1	100-0402	新島村本村1-1-1	04992 (5) 0240
神津島村	前田 弘	S33. 4. 1	100-0601	神津島村904	04992 (8) 0011
三宅村	山高 垂紀子	S31. 2. 1	100-1212	三宅村阿古497	04994 (5) 0981
御蔵島村	徳山 正彦	S28. 9. 1	100-1301	御蔵島村字入かねが沢	04994 (8) 2121
八丈町	山下 奉也	S30. 4. 1	100-1498	八丈町大賀郷2551-2	04996 (2) 1123
青ヶ島村	佐々木 宏	S29. 9. 1	100-1701	青ヶ島村無番地	04996 (9) 0111
小笠原村	渋谷 正昭	S43. 6.26	100-2101	小笠原村父島字西町	04998 (2) 3111
国民健康保険組合					
全国土木建築 国民健康保険組合	栄畑 潤	S18. 4. 1	102-0093	千代田区平河町1-5-9 厚生会館	03 (3264) 1240
東京理容 国民健康保険組合	佐々木 恵子	S14. 2. 1	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷5-28-10-102	03 (3341) 3147
東京芸能人 国民健康保険組合	浅原 恒男	S27.11.15	160-0022	新宿区新宿2-1-11 御苑スカイビル7階	03 (5379) 0611
文芸美術 国民健康保険組合	福王寺 一彦	S28. 4. 1	101-0048	千代田区神田司町2-7-2 ミレーネ神田PREX 4階	03 (6811) 7293
東京料理飲食 国民健康保険組合	三井 宏允	S28. 4. 1	104-0061	中央区銀座6-14-8 8階	03 (3543) 3761
東京技芸 国民健康保険組合	飯沼 元大	S28.11. 1	110-0016	台東区台東4-29-13 明和センチュリー 21 302号室	03 (5817) 4951
東京食品販売 国民健康保険組合	鵜飼 良平	S29. 8.16	111-0042	台東区寿4-15-7 食品衛生センター	03 (5828) 7190
東京美容 国民健康保険組合	鈴木 義則	S29. 9. 1	163-0436	新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル36階	03 (5908) 8201
東京自転車商 国民健康保険組合	松田 宗能	S30. 1. 1	101-0021	千代田区外神田2-2-2 小久江ビル2階	03 (3253) 2561
東京青果卸売 国民健康保険組合	山田 安良	S30. 1. 1	143-0001	大田区東海3-2-1 大田市場事務棟2階	03 (5492) 2560
東京浴場国民健康保険 組合	石田 眞	S30. 2. 1	101-0031	千代田区東神田1-10-2 東浴ビル4階	03 (5687) 2639
東京都弁護士 国民健康保険組合	矢吹 公敏	S31.10. 1	105-0001	港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町7階	03 (6432) 4701
東京都薬剤師 国民健康保険組合	伊賀 光政	S32.12. 1	110-0013	台東区入谷1-6-6-207 上野ロイヤルハイツ2階	03 (3874) 7411
東京都医師 国民健康保険組合	尾崎 治夫	S33.10. 1	103-0022	中央区日本橋室町4-1-21 近三ビル5階	03 (3270) 6431
全国左官タイル塗装業 国民健康保険組合	石川 隆司	S45. 7.23	162-0843	新宿区市谷田町2-29 「こくほ21」 3階	03 (3269) 4778
東京建設職能 国民健康保険組合	池田 壯	S45. 7.23	102-0074	千代田区九段南3-2-7 いちご九段三丁目ビル4階	03 (6261) 2571
東京建設業 国民健康保険組合	阿南 和廣	S45. 7.23	169-0075	新宿区高田馬場2-13-16	03 (6455) 1501
中央建設 国民健康保険組合	高村 勝裕	S45. 7.31	171-0014	豊島区池袋2-16-13	03 (6709) 2929
東京土建 国民健康保険組合	石村 英明	S45. 8. 1	169-0074	新宿区北新宿1-8-16	03 (5348) 2980
全国板金業 国民健康保険組合	天野 宏昌	S45. 7.20	108-0073	港区三田1-3-37 板金会館3F・4F	03 (3453) 8464
全国建設工事業 国民健康保険組合	齋藤 悦郎	S45. 6.18	103-0015	中央区日本橋箱崎町12-4	03 (5652) 7001

2 令和7年度会員負担金・手数料等

国民健康保険事業関係手数料等

項 目		単 価			
1	会員負担金	賦課総額290,000千円(保険者ごとの賦課額は別途定める)			
2	国民健康保険診療報酬等 審査支払手数料	(1) 診療報酬等審査支払手数料			
		ア 都内在住都内分	診療報酬明細書等1件当たり	46.40円	
		イ 都外在住都内分	〃	69.60円	
		ウ 都内在住委託分	〃	46.40円	
		エ 都外在住委託分	〃	69.60円	
		(2) 療養費審査手数料(特別療養費含む)			
		ア 都内在住都内分	支給申請書等1件当たり	23.20円	
		イ 都外在住都内分	〃	34.80円	
		ウ 都内在住委託分	〃	23.20円	
		エ 都外在住委託分	〃	34.80円	
3	国民健康保険共同電算 基本処理手数料	(1) 電算処理基本手数料	診療報酬明細書等1件当たり	26.10円	
		(2) 確認処理費(療養費含む)	〃	2.91円	
4	レセプト管理手数料	〃	11.50円		
5	国保情報集約システム手数料	被保険者1人当たり	6.80円		
6	普通交付金収納事務 手数料	(1) 療養費支払代行委託先保険者	1保険者当たり(月額)	2,200円	
		(2) 療養費支払代行未委託先保険者	〃	1,100円	
7	国民健康保険診療報酬明細書等点検手数料	診療報酬明細書等1件当たり	11.81円		
8	国民健康保険共同電算 個別処理手数料	(1) 保険者診療報酬明細書データ作成費	1保険者当たり(月額)	19,250円	
		(2) 給付記録データ作成費	〃	19,250円	
		(3) 高額関係計算処理費			
		ア 高額関係計算処理データ作成費	支給申請書1通当たり	15.27円	
		イ 高額療養費支給申請(請求)書印刷費	〃	35.65円	
		ウ 高額療養費支給決定通知書印刷費	〃	35.65円	
		(4) 高額療養費支給台帳データ作成費	1保険者当たり(月額)	19,250円	
		(5) 医療費通知情報支援費			
		ア 医療費通知情報作成支援費	1世帯当たり	2.75円	
		イ 医療費通知書印刷費	〃	36.80円	
		(6) 特別療養費入力処理費	診療報酬明細書等1件当たり	11.20円	
		(7) 療養費支給申請書入力処理費			
		ア 高額基本情報	支給申請書等1件当たり	29.46円	
		イ 支払口座情報	〃	1.61円	
		(8) 高額医療・高額介護合算委託費			
		ア 被保険者数5,000人以上保険者	1保険者当たり(月額)	18,333円	
イ 被保険者数5,000人未満保険者	〃	15,277円			
(9) 後発医薬品利用差額通知情報支援費					
ア 後発医薬品利用差額通知情報作成支援費	差額通知1通当たり	7.33円			
イ 後発医薬品利用差額通知書印刷費	〃	15.89円			
ウ 後発医薬品利用差額通知コールセンター手数料	〃	6.44円			
9	レセプト電算処理システム手数料	診療報酬明細書等1件当たり	※ 0.68円		
10	国民健康保険損害賠償 請求手数料	(1) 件数割	受託1件当たり	5,940円	
		(2) 収納額割			
		損害賠償額に応じて、下記アからウのいずれかにより算定するものとし、各単価料率を乗じて得た額の合算額とする(上限19万円)			
		ア 損害賠償額が100万円以下の場合(受託1件当たり)			
		① 損害賠償額の100万円以下の範囲		8.0%	
		イ 損害賠償額が100万円を超え200万円以下の場合(受託1件当たり)			
		① 損害賠償額の100万円以下の範囲		8.0%	
		② 損害賠償額の100万円超から200万円以下の範囲		7.0%	
		ウ 損害賠償額が200万円を超える場合(受託1件当たり)			
		① 損害賠償額の100万円以下の範囲		8.0%	
② 損害賠償額の100万円超から200万円以下の範囲		7.0%			
③ 損害賠償額の200万円超の範囲		6.0%			

項	目	単 価	
11 柔道整復療養費に係る被保険者調査票の作成事務費	(1) 調査票作成事務費		
	ア 療養費（柔道整復等）支給申請書等入力処理委託保険者	作成した調査票 1 通当たり	132.41円
	イ 療養費（柔道整復等）支給申請書等入力処理未委託保険者	〃	325.93円
	(2) 返信用封筒作成費	保険者へ納品した封筒 1 通当たり	5.09円
	(3) 調査票回収・集計事務費	返信された調査票 1 通当たり	132.41円
	(4) 郵送代（料金受取人払手数料を含む）	返信された封筒 1 通当たり	※ 136円
12 海外療養費調査事務費	(1) 再翻訳事務費		
	ア 再翻訳事務費（診療内容及び領収明細書）	診療内容及び領収明細書 1 件当たり	※ 5,390円
	イ 再翻訳事務費（上記以外の添付書類）		
	① 診療内容及び領収明細書がある場合	添付書類 1 枚当たり	※ 2,750円
	② 診療内容及び領収明細書がない場合		
	ア) 添付書類 1 枚目		※ 3,740円
	イ) 添付書類 2 枚目以降の 1 枚当たり		※ 2,750円
	(2) 照会事務費		
	ア ① 電話照会事務費	1 件当たり	※ 14,190円
	② 電話照会事務費（出産育児一時金）	〃	※ 20,790円
	イ ① 文書照会事務費	〃	※ 24,090円
② 文書照会事務費（出産育児一時金）	〃	※ 30,690円	
	③ 翻訳事務費（医療記録等）	1 枚当たり	※ 2,200円
13 出産育児一時金等支払事務費		支払事務処理 1 件当たり	※ 210.00円
14 都による給付点検調査手数料		診療報酬明細書等 1 件当たり	25.30円
15 公費負担医療に関する診療報酬等審査支払手数料等	(1) 審査支払手数料（原爆、石綿、特定B型肝炎ウイルス感染者医療を除く）	〃	73.54円
	(2) 審査支払手数料（原爆、石綿、特定B型肝炎ウイルス感染者医療）	〃	※ 94.00円
	(3) 高額療養費調整事務費	〃	4.40円
	(4) 妊婦・乳児健康診査等事務費	受診票 1 件当たり	83.52円
	(5) マル障高額医療費算定事務費	診療報酬明細書等 1 件当たり	59.53円
	(6) 磁気媒体作成費	月額	427,777円
	(7) 救急患者による損失医療費等審査事務費		
	ア 救急患者による損失医療費審査事務費	診療報酬明細書 1 件当たり	※ 130.48円
イ 外国人未払医療費審査事務費	〃	※ 130.48円	
	(8) 特定B型肝炎ウイルス感染者医療事務費	診療報酬明細書等 1 件当たり	※ 150.00円

◎会員負担金を除く単価は税込単価
※国等の定める単価等

後期高齢者医療事業関係手数料等

項	目	単 価	
1 後期高齢者医療診療報酬等審査支払手数料	(1) 審査支払手数料 都内分	診療報酬明細書等 1 件当たり	64.90円
	委託分	〃	64.90円
	(2) 療養費審査・支払代行手数料	支給申請書等 1 件当たり	64.90円
	(3) 療養費審査手数料	〃	32.45円
2 レセプト管理手数料		診療報酬明細書等 1 件当たり	7.30円
3 公費負担医療に関する診療報酬等審査支払手数料等	(1) 審査支払手数料（原爆、石綿、特定B型肝炎ウイルス感染者医療を除く）	〃	73.54円
	(2) 審査支払手数料（原爆、石綿、特定B型肝炎ウイルス感染者医療）	〃	※ 94.00円
	(3) 特定B型肝炎ウイルス感染者医療事務費	〃	※ 150.00円
	(4) 戦傷病者療養費審査手数料	〃	※ 47.00円
4 後期高齢者医療広域連合事務受託	(1) 電算処理基本手数料	〃	11.90円
	(2) 確認処理費	〃	2.04円
	(3) 療養費支給申請書入力費		
	ア 基本情報	支給申請書等 1 件当たり	33.22円
	イ 支払口座情報	〃	1.61円
	(4) 診療報酬明細書等点検手数料	診療報酬明細書等 1 件当たり	7.24円

◎税込単価
※国等の定める単価等

特定健康診査・特定保健指導等事業負担金・手数料

項	目	単 価
1	国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金	40歳以上被保険者1人当たり 125.00円
2	(1) 特定健康診査手数料	データ管理1件当たり ※ 37.24円
	(2) 特定保健指導手数料	〃 ※ 37.24円
3	(1) 特定健康診査費用決済処理費	都内分 費用決済1件当たり 6.34円
		委託分 〃 ※ 126.00円
	(2) 特定保健指導費用決済処理費	都内分 〃 6.34円
		委託分 〃 ※ 126.00円
	(3) 受診券作成費(封筒あり)	受診券1件当たり 35.65円
	(4) 受診券作成費(封筒なし)	〃 20.37円
4	(5) 支払代行処理費	支払事務処理1件当たり 334.44円
	(6) 法定報告作成費	特定健診及び特定保健指導1件当たり 4.08円
	後期高齢者健康診査手数料	データ管理1件当たり ※ 37.24円
	後期高齢者健康診査個別処理手数料	(1) 費用決済処理費 都内分 費用決済1件当たり 6.34円
	委託分 〃 ※ 126.00円	
	(2) 受診券作成費(封筒あり)	受診券1件当たり 35.65円
	(3) 受診券作成費(封筒なし)	〃 20.37円
	(4) 支払代行処理費	支払事務処理1件当たり 334.44円

◎税込単価
※国等の定める単価等

介護保険事業関係手数料

項	目	単 価	
1	介護給付費審査支払手数料(都内・委託)	審査支払1件当たり 61.11円	
2	(1) 審査支払手数料(原爆医療及び石綿介護を除く)	〃 61.11円	
	(2) 審査支払手数料(原爆医療及び石綿介護)	〃 ※ 95.00円	
3	介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料	〃 61.11円	
4	(1) 要介護認定更新支援処理		
	ア 要介護認定・要支援認定有効期間終了のお知らせ作成費	1人当たり 0.64円	
	イ 要介護(更新)認定・要支援(更新)認定申請書作成費	〃 0.64円	
	ウ 要介護認定定期限到来者一覧表作成費	〃 0.13円	
	エ 外字空白印字リスト作成費	〃 0.13円	
	(2) 償還払給付額管理処理(現物給付分)	〃 61.11円	
	(3) 償還払給付額管理処理(償還払分)	〃 30.55円	
	(4) 介護給付費通知情報支援処理		
	ア 介護給付費通知情報支援費	〃 10.18円	
	イ 介護給付費通知情報支援一覧表作成費	〃 0.13円	
	ウ 外字空白印字リスト作成費	〃 0.13円	
	(5) 高額介護サービス費支給処理(対象者抽出処理)		
	ア 高額介護サービス費給付のお知らせ作成費(総合事業分含む)	〃 38.83円	
	イ 高額介護(介護予防)サービス費支給申請書作成費(総合事業分含む)	〃 38.83円	
	ウ 高額介護サービス費給付対象者一覧表作成費	〃 0.13円	
	エ 外字空白印字リスト作成費	〃 0.13円	
	(給付実績更新処理)		
	ア 高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書作成費	〃 38.83円	
	イ 高額介護サービス費支給(不支給)決定者一覧表作成費	〃 0.13円	
	ウ 振込依頼書作成費	〃 0.13円	
	エ 外字空白印字リスト作成費	〃 0.13円	
	オ 給付判定結果情報(紙媒体)入力費	〃 64.17円	
	(6) 第三者行為求償管理処理		
	ア 件数割	受託1件当たり 4,500円	
	イ 収納額割		
		損害賠償額に応じて、下記①から③のいずれかにより算定するものとし、各単価料率を乗じて得た額の合算額とする(上限19万円)	
		①損害賠償額が100万円以下の場合(受託1件当たり)	
	・損害賠償額の100万円以下の範囲	8.0%	
	②損害賠償額が100万円を超え200万円以下の場合(受託1件当たり)		
	・損害賠償額の100万円以下の範囲	8.0%	
	・損害賠償額の100万円超から200万円以下の範囲	7.0%	
	③損害賠償額が200万円を超える場合(受託1件当たり)		
	・損害賠償額の100万円以下の範囲	8.0%	
	・損害賠償額の100万円超から200万円以下の範囲	7.0%	
	・損害賠償額の200万円超の範囲	6.0%	
(7) 市町村特別給付等支払処理	1件当たり 61.11円		
(8) 主治医意見書料支払処理	〃 30.55円		
(9) 認定調査委託料支払処理	〃 30.55円		
5	ケアプラン原案作成委託料支払処理(介護予防サービス計画費・介護予防ケアマネジメント費)に係る振込手数料	〃 220円	
6	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金	介護保険第1号被保険者1人当たり 1.80円	

◎税込単価
※国等の定める単価等

障害者総合支援法関係業務等手数料

項	目	単 価
1 障害介護給付費審査 支払手数料 (都内・委託)	(1) 介護給付費・訓練等給付費	給付費明細書 1 件当たり 122.23円
	(2) 地域相談支援給付費	// 122.23円
	(3) 計画相談支援給付費	支給決定障害者等 1 人当たり 122.23円
2 障害児給付費審査 支払手数料 (都内・委託)	(1) 障害児通所給付費	給付費明細書 1 件当たり 122.23円
	(2) 障害児入所給付費	// 122.23円
	(3) 障害児相談支援給付費	支給決定障害児 1 人当たり 122.23円
3 共同処理事務手数料	(1) 特例介護給付費・特例訓練等給付費審査支払手数料	給付費明細書 1 件当たり 122.23円
	(2) 特例計画相談支援給付費審査支払手数料	支給決定障害者等 1 人当たり 122.23円
	(3) 特例障害児通所給付費審査支払手数料	給付費明細書 1 件当たり 122.23円
	(4) 特例障害児相談支援給付費審査支払手数料	支給決定障害児 1 人当たり 122.23円
	(5) 地域生活支援事業審査支払手数料	給付費明細書 1 件当たり 122.23円
	(6) 訪問調査委託料支払手数料	支給決定障害者等 1 人当たり 122.23円

◎税込単価

措置費支払代行手数料

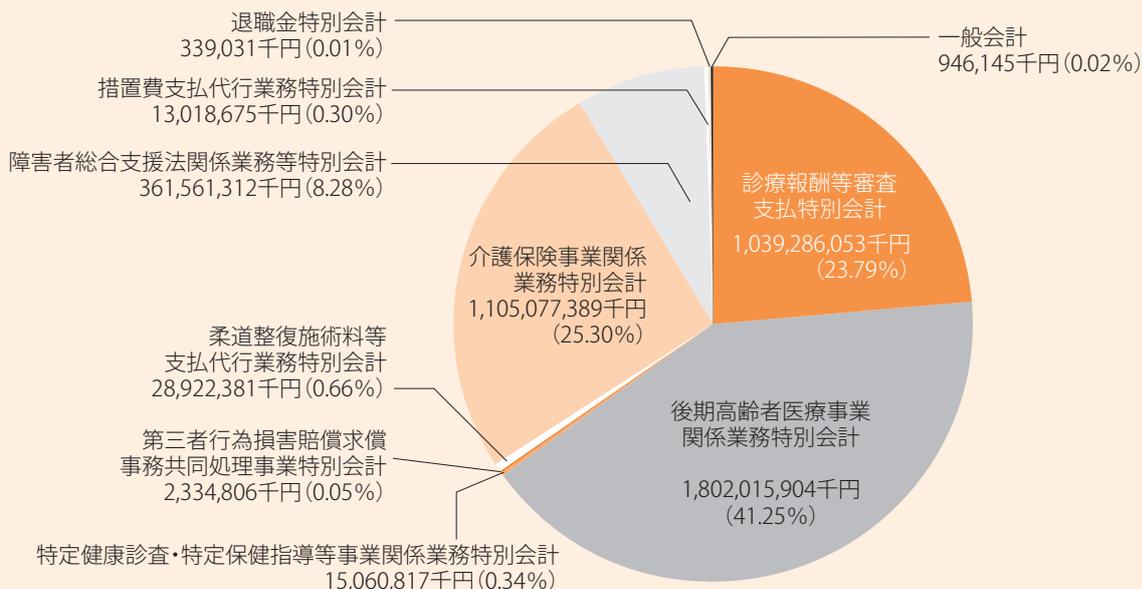
項	目	単 価
措置費支払代行手数料	支払事務処理 1 件当たり	572.70円

◎税込単価

3 令和 7 年度会計別予算の概要

区 分	本年度(千円)	前年度(千円)	前年度比較(千円)	前年度比(%)
一般会計	946,145	731,042	215,103	129.42
診療報酬等審査支払特別会計	1,039,286,053	1,063,668,898	△ 24,382,845	97.71
業務勘定	10,313,951	11,279,457	△ 965,506	91.44
国民健康保険診療報酬支払勘定	971,112,485	993,751,096	△ 22,638,611	97.72
公費負担医療に関する診療報酬等支払勘定	53,573,526	52,580,092	993,434	101.89
出産育児一時金等に関する支払勘定	4,285,662	4,381,591	△ 95,929	97.81
抗体検査等費用に関する支払勘定	429	1,676,662	△ 1,676,233	0.03
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	1,802,015,904	1,772,170,291	29,845,613	101.68
業務勘定	9,841,749	9,926,468	△ 84,719	99.15
後期高齢者医療診療報酬支払勘定	1,781,384,670	1,750,915,268	30,469,402	101.74
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	10,789,485	11,328,555	△ 539,070	95.24
特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計	15,060,817	14,689,633	371,184	102.53
業務勘定	1,583,291	802,123	781,168	197.39
特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定	13,477,526	13,887,510	△ 409,984	97.05
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計	2,334,806	2,570,404	△ 235,598	90.83
柔道整復施術料等支払代行業務特別会計	28,922,381	28,105,737	816,644	102.91
介護保険事業関係業務特別会計	1,105,077,389	1,069,105,527	35,971,862	103.36
業務勘定	2,150,593	2,340,931	△ 190,338	91.87
介護給付費等支払勘定	1,091,490,550	1,055,843,076	35,647,474	103.38
公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	11,436,246	10,921,520	514,726	104.71
障害者総合支援法関係業務等特別会計	361,561,312	333,454,556	28,106,756	108.43
業務勘定	428,670	467,179	△ 38,509	91.76
障害介護給付費支払勘定	285,462,383	264,330,088	21,132,295	107.99
障害児給付費支払勘定	75,670,259	68,657,289	7,012,970	110.21
措置費支払代行業務特別会計	13,018,675	13,018,647	28	100.01
業務勘定	51,214	62,722	△ 11,508	81.65
措置費支払勘定	12,967,461	12,955,925	11,536	100.09
退職金特別会計	339,031	651,108	△ 312,077	52.07
計	4,368,562,513	4,298,165,843	70,396,670	101.64

令和7年度会計別予算額・割合



4 審査状況

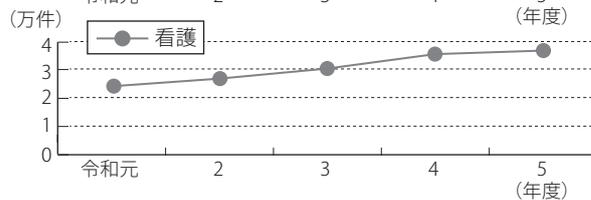
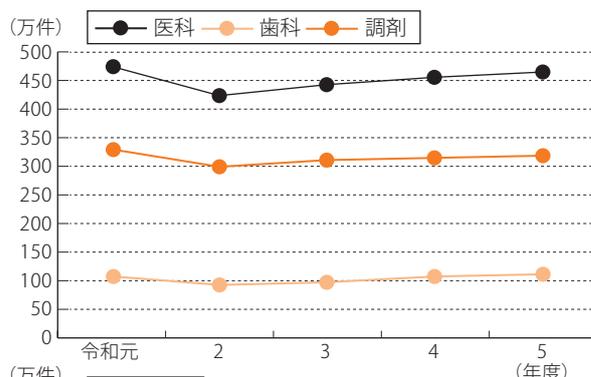
(1) 医療保険

① 診療報酬等

ア 審査付議件数 (国保+後期)

※月平均 (単位：件)

年度	合計	医科	歯科	調剤	看護
令和元年度	9,121,466	4,739,301	1,067,983	3,290,232	23,950
2年度	8,165,964	4,232,713	915,667	2,990,859	26,725
3年度	8,594,845	4,450,785	999,994	3,113,633	30,434
4年度	8,809,048	4,558,643	1,031,997	3,184,008	34,400
5年度	9,005,377	4,634,200	1,056,522	3,277,016	37,639

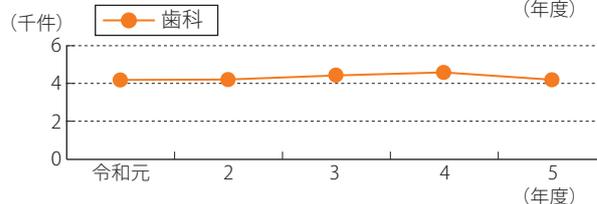
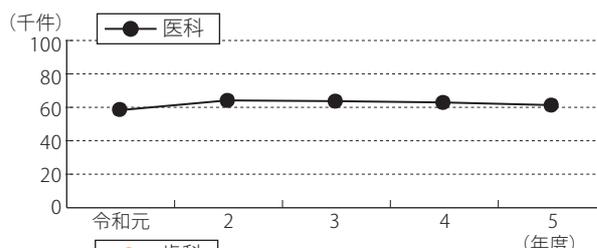


イ 再審査等件数 (国保+後期)

a 保険者申立分

※月平均 (単位：件)

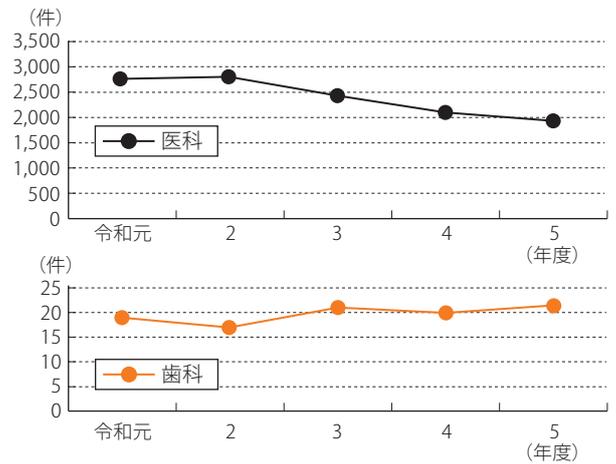
年度	合計	医科	歯科
令和元年度	62,732	58,552	4,180
2年度	68,569	64,376	4,193
3年度	68,462	63,904	4,558
4年度	66,750	62,135	4,615
5年度	64,639	60,592	4,047



b 医療機関申立分

※月平均 (単位：件)

年度	合計	医科	歯科
令和元年度	2,790	2,771	19
2年度	2,822	2,805	17
3年度	2,429	2,408	21
4年度	2,090	2,070	20
5年度	2,019	1,998	21

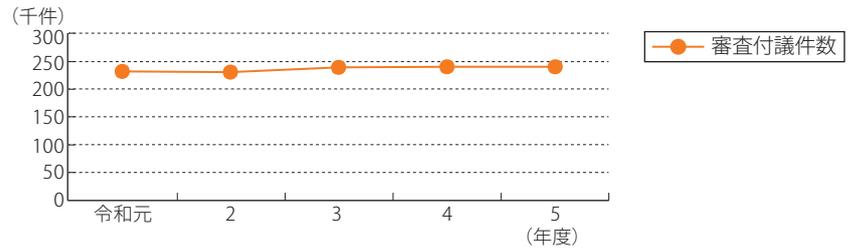


②柔道整復等療養費

審査付議件数 (国保+後期)

※月平均

年度	件数 (件)
令和元年度	231,581
2年度	231,139
3年度	240,045
4年度	241,599
5年度	241,885

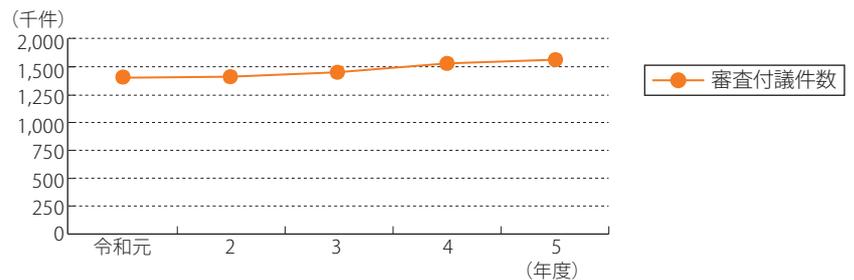


(2) 介護保険

審査付議件数 (介護給付費等)

※月平均

年度	件数 (件)
令和元年度	1,408,003
2年度	1,410,789
3年度	1,481,118
4年度	1,531,095
5年度	1,594,039

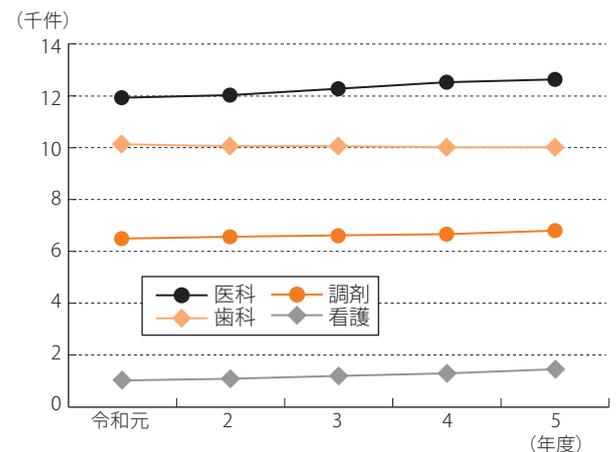


5 支払機関・事業所数

(1) 診療報酬等

※月平均 (単位：件)

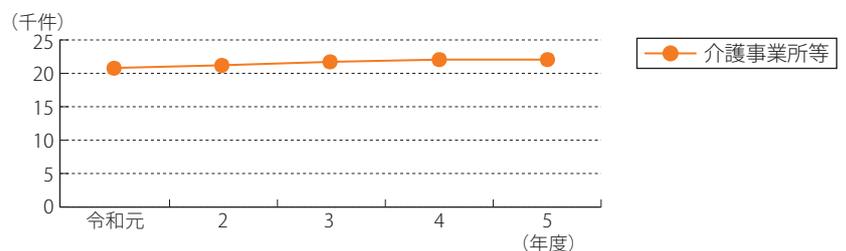
年度	合計	医科	歯科	調剤	看護
令和元年度	29,606	11,937	10,139	6,501	1,029
2年度	29,800	12,055	10,068	6,580	1,097
3年度	30,110	12,193	10,067	6,652	1,198
4年度	30,462	12,380	10,056	6,738	1,288
5年度	30,725	12,511	10,004	6,805	1,405



(2) 介護給付費等

※月平均 (単位：件)

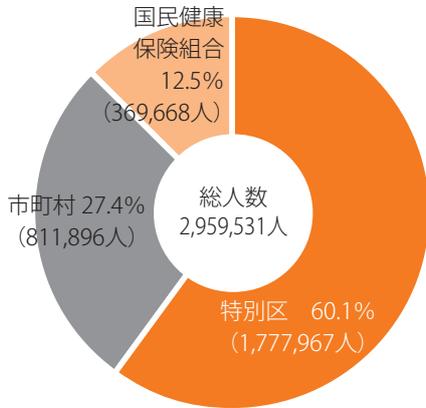
年度	介護事業所等
令和元年度	20,802
2年度	21,207
3年度	21,695
4年度	22,167
5年度	22,505



6 被保険者数の割合

(1) 国民健康保険

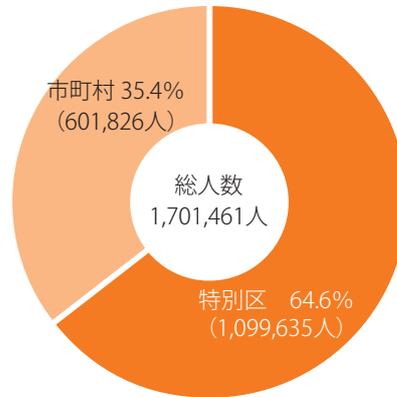
【令和5年度】



※被保険者は年度平均被保険者数。
 ※国民健康保険組合の被保険者数は都内住居者分。
 「国民健康保険事業状況報告書(事業年報の速報値)」による

(2) 後期高齢者医療

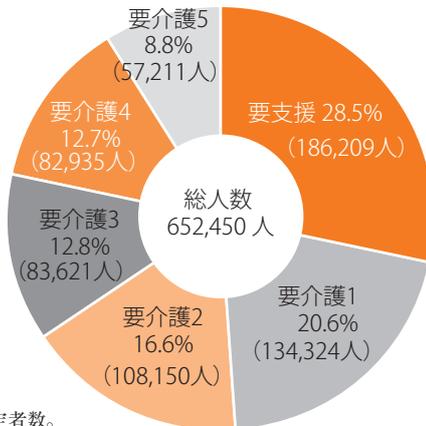
【令和5年度】



※被保険者は年度平均被保険者数。
 「後期高齢者医療毎月事業状況報告書(事業月報)」から算出した年度平均被保険者数による

7 要支援・要介護認定者数の割合

【令和5年度】



※第1号被保険者の要介護(要支援)認定者数。
 ※要支援には要支援1及び要支援2を含む。
 「月報福祉行政・衛生行政統計(東京都福祉局)2024.3」による

8 介護サービスに関する苦情受付件数一覧

令和5年度 苦情分類項目別の状況(苦情相談窓口機関別)

(単位:件)

苦情分類項目	令和5年度			
	62保険者(区市町村)	国保連合会	東京都	合計
① 要介護認定	111	13		124
② 保険料	191	2		193
③ ケアプラン	40	3		43
④ サービス供給量	21	2		23
⑤ 介護報酬	2	5		7
⑥ その他制度上の問題	30	6		36
⑦ 行政の対応	55	43		98

苦情分類項目		令和5年度					
		62 保険者 (区市町村)	国保連合会	東京都	合 計		
⑧ サービス提供、保険給付		1,216	641	1	1,858		
⑧ サービス提供、 保険給付の内訳	要介護 (介護サービス)	居宅サービス 計	803	442	1	1,246	
		内訳	居宅介護支援	289	139		428
		訪問介護	147	57	1	205	
		訪問入浴介護		3		3	
		訪問看護	54	30		84	
		訪問リハビリテーション	5	2		7	
		居宅療養管理指導	2	4		6	
		通所介護	109	50		159	
		通所リハビリテーション	14	14		28	
		短期入所生活介護	54	32		86	
		短期入所療養介護	4	9		13	
		特定施設入居者生活介護	108	97		205	
		福祉用具貸与	10	2		12	
		特定福祉用具販売	3	1		4	
		住宅改修費	4	2		6	
	施設サービス 計	226	109		335		
	内訳	介護老人福祉施設	159	64		223	
	介護老人保健施設	65	41		106		
	介護療養型医療施設	1	1		2		
	介護医療院	1	3		4		
	地域密着型サービス 計	116	53		169		
	内訳	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1			1	
	夜間対応型訪問介護						
	地域密着型通所介護	29	9		38		
	認知症対応型通所介護	3	2		5		
	小規模多機能型居宅介護	30	19		49		
	認知症対応型共同生活介護	42	16		58		
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	1		3			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6			6			
複合型サービス	3	6		9			
要支援 (予防サービス)	介護予防サービス 計	40	10		50		
内訳	介護予防支援	32	6		38		
介護予防訪問介護	2	4		6			
介護予防訪問入浴介護							
介護予防訪問看護	1			1			
介護予防訪問リハビリテーション	1			1			
介護予防居宅療養管理指導							
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション							
介護予防短期入所生活介護							
介護予防短期入所療養介護							
介護予防特定施設入居者生活介護	1			1			
介護予防福祉用具貸与	1			1			
特定介護予防福祉用具販売							
介護予防住宅改修費	1			1			
介護予防認知症対応型通所介護							
介護予防小規模多機能型居宅介護							
介護予防認知症対応型共同生活介護	1			1			
総合事業	総合事業サービス 計	31	27		58		
内訳	訪問型サービス	4	20		24		
通所型サービス	10	5		15			
生活支援							
介護予防ケアマネジメント	17	2		19			
⑨ その他 (①～⑧以外のもの)		187	61	1	249		
合 計 (①～⑨)		1,853	776	2	2,631		

9 本会のあゆみ

年	事 項
昭和13年 (1938年)	国民健康保険法施行 (7.1)
昭和16年 (1941年)	「東京府国民健康保険組合聯合会」創設 (旧法38条) (10.18) 理事長 川西実三
昭和17年 (1942年)	理事長 松村光磨 (1月～)
昭和18年 (1943年)	理事長 上平正治 (7月～)
昭和22年 (1947年)	理事長 木崎茂男 (7月～)
昭和23年 (1948年)	「東京都国民健康保険団体連合会」に改称 (法83条) (11.27) 直営福生病院設立 (8.21)
昭和26年 (1951年)	診療報酬審査委員会設置 (9.1)
昭和29年 (1954年)	直営南多摩病院設立 (4.8) 「東京都国保情報」創刊 (5.5)
昭和32年 (1957年)	診療報酬審査支払業務開始 (3.1) 理事長 安井謙 (6月～)
昭和34年 (1959年)	新国民健康保険法施行 (1.1) 「東京都国民健康保険団体連合会」の設立 (新法83条) (1.1) 夏期保健施設「海の家」開設 23特別区国保事業開始 (12.1)
昭和35年 (1960年)	機関誌「東京の国保」創刊 (5.15) 都民皆保険達成 (10.1)
昭和36年 (1961年)	国民皆保険達成 (4.1)
昭和38年 (1963年)	特別区、結核・精神疾病10割給付実施 (4.1) 市町村、結核・精神疾病10割給付実施 (10.1)
昭和40年 (1965年)	特別区・市町村、世帯員7割給付実施
昭和42年 (1967年)	診療報酬審査支払業務10周年記念式典 (3.1)
昭和43年 (1968年)	国民健康保険法施行30周年記念式典 (6.7)
昭和45年 (1970年)	日雇健保擬制適用廃止 (6.1)
昭和46年 (1971年)	審査支払業務 (歯科) 電算処理開始 (1.1)
昭和48年 (1973年)	老人 (70歳以上) 医療費無料化の実施 (1.1)
昭和50年 (1975年)	本会事務所 (四谷) 落成 (3.1) 福生病院附属高等看護学院創設 (9.1)
昭和57年 (1982年)	第三者行為損害賠償請求収納事務開始 (4.1)
昭和58年 (1983年)	老人保健法施行 (2.1)
昭和59年 (1984年)	全国決済制度 (埼玉・千葉・神奈川除く) 実施 (10.1) 退職者医療制度創設 (10.1)
昭和61年 (1986年)	理事長職務代行 横関政一 (中央区長) (3月～) 理事長 志賀美喜哉 (6月～) 全国決済制度完全実施 (7.1)
昭和63年 (1988年)	高額医療費共同事業 (市町村) 開始 (4月診療分) レセプト電算処理システム技術評価試験 (2医療機関) 実施 (10月審査)
平成2年 (1990年)	保険者事務の共同電算処理事業実施 (5月審査分)
平成11年 (1999年)	本会事務所を西新宿三井ビルに移転 (5.1) OCR処理システム導入 (調剤) (5.1) 理事長 牧野洋一 (8月～)
平成12年 (2000年)	高額医療費共同事業 (特別区) 開始 (1月診療分) 介護保険法施行 (4.1) OCR処理システム導入 (医科・歯科) (4.1) 柔道整復療養費審査委員会設置 (4.1) 介護給付費審査委員会設置 (4.1) 介護保険苦情処理業務開始 (4.1) 介護保険審査支払業務開始 (5.1)

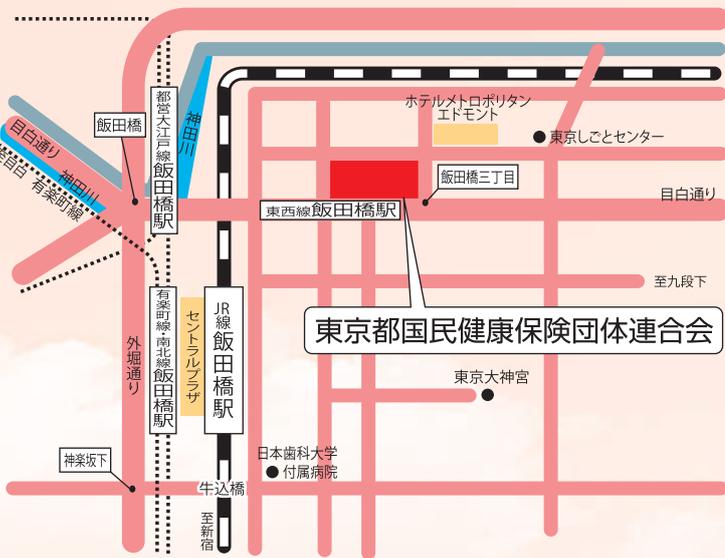
年	事 項
平成13年 (2001年)	南多摩病院「経営改善緊急3か年計画」実施 (4.1) 福生病院を二市一町 (福生市、羽村市、瑞穂町) に移 管 (4.1)
平成14年 (2002年)	「経営改善3か年計画」(平成14年度～16年度)実施(4.1)
平成16年 (2004年)	画面を利用した審査・審査事務共助システム構築 (2月) 画像レセプト情報管理システムに係るモデルシステ ム開発実施 (3月) 第2次南多摩病院「経営改善3か年計画」実施 (4.1) 画像レセプト情報管理システムモデル事業開始 (8月)
平成17年 (2005年)	画像レセプト情報管理システム総合テスト開始 (3月) 「第2次経営改善3か年計画」(平成17年度～19年度) 開始 (4月) 画像レセプト情報管理システム本稼働 (4月審査分) 本会事務所を東京区政会館に移転 (7月)
平成18年 (2006年)	画像レセプト情報管理システムで「ISMS認証」及び 「BS7799認証」を同時取得 (3月)
平成19年 (2007年)	「保険者共同電算、広域連合事務の受託準備、介護保 険、直営病院の運営、区市町村・国保組合の事業、保 健事業及び求償、広報調査他」ISO27001 (旧BS7799) 認証の取得範囲を拡大 (2月) 第3次南多摩病院「経営3か年計画」実施 (4.1) 理事長 瀬田悌三郎 (8月～) 障害者自立支援給付支払業務開始 (10.1)
平成20年 (2008年)	全事業部門でISO27001認証を取得 (1月) 後期高齢者 (長寿) 医療制度開始 (4.1) 特定健康診査及び特定保健指導開始 (4.1) 高額医療・高額介護合算制度施行 (4.1) 「経営計画」(平成20年度～23年度) 開始 (4.1)
平成21年 (2009年)	南多摩病院を医療法人社団永生会に承継 (4.1) 措置費支払代行業務開始 (4.1) 出産一時金等の医療機関等への直接支払制度開始 (10.1)
平成22年 (2010年)	診療報酬明細書等内容点検業務開始 (4.1)
平成23年 (2011年)	国保総合システム稼働 (9月) 柔道整復療養費支払代行事務開始 (9月)
平成24年 (2012年)	理事長 福永正通 (1月～) 「第2次経営計画」(平成24年度～26年度) 開始 (4.1) 柔道整復療養費被保険者調査票作成事務等開始 (12月)
平成25年 (2013年)	医療と介護の給付調整事務開始 後期分 (7.1) 国保分 (12.1) ※介護分 (16.4.1～)
平成26年 (2014年)	介護保険、障害者総合支援一拠点集約化システム稼働 (5月) 国保データベース(KDB) システム帳票公開(10月)
平成27年 (2015年)	療養費代理受領方式による保険者間調整事務 (1月) 「第3次経営計画」(平成27年度～平成36年度) の「第1 期実施計画」(平成27年度～平成29年度) 開始 (4月) 富士・国保連ビル (四谷) 売却 (10月)
平成28年 (2016年)	第三者行為損害賠償請求収納事務 (国保) の自転車事 故に起因する案件の拡大 (4月)
平成29年 (2017年)	国保事業費納付金等算定標準システム稼働 (9月)
平成30年 (2018年)	理事長職務代行 松原忠義 (大田区長) (3月～) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業廃止 (4.1) 国民健康保険制度の都道府県単体化 (4月) 国保情報集約システム稼働 (4月) 「第3次経営計画」(平成27年度～平成36年度) の「第 2期実施計画」(平成30年度～平成32年度) 開始 (4月) 理事長 安藤立美 (6月～)
平成31年、 令和元年 (2019年)	第三者行為損害賠償請求収納事務 (国保) を第三者行 為に起因する全ての案件に拡大 (4月)
令和2年 (2020年)	「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員 会」設置 (4月)
令和3年 (2021年)	「第3次経営計画」(平成27年度～令和6年度) の「第3 期実施計画」(令和3年度～令和6年度) 開始 (4月) 日常生活支援住居施設への支払代行業業開始 (4月) オンライン資格確認等システムの本格運用開始 (10月)
令和4年 (2022年)	理事長 佐藤広 (9月～)
令和6年 (2024年)	国保総合システムのクラウド化 (3月) 経営計画「TKR-Vision」(令和6年～令和9年) 開始 (4月)

令和7年度 事業案内

■令和7年4月発行
■発行人/水田 博

東京都国民健康保険団体連合会

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館11階
電話 03-6238-0011 FAX 03-6238-0022



交通案内 JR総武線「飯田橋」駅東口
東京メトロ東西線「飯田橋」駅A2・A5出口

東京都国民健康保険団体連合会

Tokyo Metropolitan National Health Insurance Organization

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館11階

TEL 03-6238-0011 FAX 03-6238-0022



IS 503526 ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014

東京都国民健康保険団体連合会は、ISO/IEC 27001 認証を取得しています。

本会は情報セキュリティに関する方針を定め、国際水準の安全性を確保するため、ISO/IEC 27001規格に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、役員・職員等一丸となって、個人情報の保護、セキュリティレベルの向上に取り組んでおります。